

平成30年 朝日村議会

1 2 月 定 例 会 会 議 録

平成30年 12月 6 日 開会

平成30年 12月 19日 閉会

朝 日 村 議 会

平成30年朝日村議会12月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月6日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○報告第6号及び議案第67号から議案第78号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	14
○散 会	15
○署名議員	17

第 2 号 (12月14日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
○事務局職員出席者	19
○開 議	20

○議事日程の報告	20
○会議録署名議員の指名	20
○諸般の報告	20
○一般質問	20
北村直樹君	21
小林弘幸君	32
塩原智恵美君	41
林邦宏君	53
高橋廣美君	66
上條俊策君	71
齊藤勝則君	76
上條昭三君	89
○散会	95
○署名議員	97

第 3 号 (12月19日)

○議事日程	99
○出席議員	99
○欠席議員	99
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
○事務局職員出席者	100
○開議	101
○議事日程の報告	101
○会議録署名議員の指名	101
○諸般の報告	101
○常任委員長の報告	102
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	103
○議案第67号から議案第78号までの質疑、討論、採決	106
○追加議案 発議第7号及び発議第8号の上程	117
○議案提案説明	118

○議案内容説明	1 1 8
○発議第 7 号及び発議第 8 号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議員派遣について	1 2 0
○閉会中の継続調査の申し出について	1 2 0
○村長挨拶	1 2 0
○閉 会	1 2 1
○署名議員	1 2 3

平成30年朝日村告示第86号

平成30年朝日村議会12月定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月30日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成30年12月6日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（9名）

1番	高橋廣美君	3番	上條俊策君
5番	齊藤勝則君	6番	上條昭三君
7番	北村直樹君	8番	小林弘幸君
9番	塩原智恵美君	10番	林邦宏君
11番	清沢正毅君		

不応招議員（なし）

平成30年朝日村議会12月定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成30年12月6日(木) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 報告第 6号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について

第 6 議案第67号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

第 7 議案第68号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

第 8 議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第70号 朝日村基金条例の一部を改正する条例について

第10 議案第71号 朝日村寝たきり老人、重度心身障害者介護慰労金支給条例の一部を改
正する条例について

第11 議案第72号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例につ
いて

第12 議案第73号 平成30年度朝日村一般会計補正予算(第4号)について

第13 議案第74号 平成30年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第3号)について

第14 議案第75号 平成30年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ
いて

第15 議案第76号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計補正予算(第3号)について

第16 議案第77号 平成30年度朝日村下水道特別会計補正予算(第3号)について

第17 議案第78号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）
について

第18 議案提案説明

第19 議案内容説明

出席議員（9名）

1番	高橋 廣美 君	3番	上條 俊策 君
5番	齊藤 勝則 君	6番	上條 昭三 君
7番	北村 直樹 君	8番	小林 弘幸 君
9番	塩原 智恵美 君	10番	林 邦宏 君
11番	清沢 正毅 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中村 武雄 君	教 育 長	二 茅 芳 郎 君
会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞 子 君	建設環境課長	塩 原 康 視 君
産業振興課長	上 條 靖 尚 君	会 計 課 長	林 さとみ 君
教 育 次 長	清 沢 光 寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高 山 義 教 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年朝日村議会12月定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 高橋 廣美 議員

3番 上條 俊策 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月19日まで14日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果調書、定期監査の結果及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告をされております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情等は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

◎報告第6号及び議案第67号から議案第78号までの上程

○議長（清沢正毅君） この際、日程第5、報告第6号及び日程第6、議案第67号から日程第17、議案第78号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第18、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成30年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、本年は、我が国が近代国家としてスタートいたしました明治以降150年を迎えまして、また、平成30年は最後の年となっております。そういった中で、県歌信濃の国の制定50年という節目に当村は開村130周年を迎え、しかも懸案でありました新役場庁舎を竣工し、村民のよりどころとして村民の利便性を向上し、職員の勤務環境の改善や防災の拠点としての機能を図り、村の新たなシンボルとした新庁舎が完成し、まさに記念すべき年となりました。

庁舎建設に当たっては、先人が汗水流して植林、育林をされました村産材の活用と時代の粋を集めた木造建築によりまして、建設の過程で、国土交通省がサステナブル建築物等先導事業に認定をし、全国に情報を発信することができました。

このたび、去る11月28日に東京の江東区新木場の木材会館で、木材利用優良施設コンクールにおいて、全国の応募総数150件の中で、第3位に当たります林野庁長官賞をいただくことができました。本県では、市町村役場での受賞は当村が初めてでございました。全国的には、平成28年度に福島県の国見町役場が、平成27年度には岩手県の住田町役場が既に、ともに林野庁長官賞を受賞しております。極めて貴重な受賞となりました。

そこで、今回の受賞に対しますこの評価につきましては、村内の貴重な森林資源を活用した木造の役場庁舎であり、村内で育成し、伐期を迎えているカラマツ材を接着重ねばり、集成材、それから厚板パネル等の形で大胆に活用し、カラマツ材活用のモデルとして期待をするものというものが一つあります。

また、新庁舎の象徴であります樹齢300年のヒノキの大黒柱を初め、ケヤキ、杉、アカマツ、クリ、ヒノキ、イチイ、カラマツ等の村民から寄附された木材も内装や家具に活用されており、来訪者に村の豊富な森林資源をアピールしている。庁舎建設に当たっては、地域材の活用に加え、県内企業が開発した建材の採用や地域材の伐採、製材、加工、建設工事、家

具製作の大部分を県内業者が担い、地元の木材関連事業者の人材育成にも貢献をされたというものでございます。

今回の受賞は、村民の皆様と一緒に喜びたい所存でございまして、村民の皆様には、シンボルとしての役場庁舎を誇りに思っていたかくこと、これを願うものでございます。

なお、役場庁舎の視察につきまして参考までに申し上げますと、5月以降11月までに、65団体の1,100人が訪れております。

次に、本年、平成30年の我が国は、自然災害が多発した年でございました。新年を迎えた1月から2月は日本列島が最強寒波に覆われ、九州、中国地方を初め、日本海側が記録的大雪に見舞われました。6月には大阪北部地震があり、同じく6月の当地域は空梅雨でございまして、また、6月から8月は日本列島が猛暑となり、埼玉県、岐阜県では摂氏41度を記録しております。一方、猛暑の7月に西日本、東北、北海道では記録的な豪雨災害があり、記録的な猛暑と豪雨という災害の記録づくめの年となりました。しかも、9月の台風21号は四国、近畿地方が暴風雨災害となり、翌日の9月6日には北海道胆振東部地震、これは震度7が発生をし、山林の崩落がすさまじく、特に厚真町の集落が土石流の下敷きとなりましたことは大きなショックをもたらしておりますが、北海道全土が停電になる等甚大な被害をもたらしました。

本年は、これらを含めまして全国で3,300件を超える災害発生といわれておりまして、日本では過去にない災害の件数だというように聞いております。改めて、とうとい命をなくされました犠牲者の皆様にご冥福をお祈りし、被災された皆様には一刻も早い復旧・復興を願うものでございます。

これら近年の気象を含めまして本年の自然大災害を認識するときに、今後、将来的には、私どもの地域で直面することは十分想定されますので、村民の皆様には、防災訓練等積み上げた経験の上に、災害対応に対する各自の意識と家族での話し合いが十分持たれ、いつ、いかなる場合でありましても、まず自分の身を守り、自助、共助の体制ができるよう願うものでございます。

少し関連しまして、松本広域連合では広域連合発足20周年となりまして、また、広域消防局発足25周年を迎えておりますので、年明けの2月に双方の記念式典を施行し、将来にわたる松本地域3市5村の共通課題の取り組みや活力ある地域社会の取り組み、また、松本地域の未来を展望する機会とし、一層の連携強化につなげてまいりたいと考えております。

それでは、この際当面しております懸案事項等につきまして若干申し上げます。

まず初めに、向陽台住宅団地3期造成事業についてでございます。

このことにつきましては、議会にご説明申し上げておりますが、我が国の現状は、東京圏への一極集中人口を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持していくために、国の地方創生の施策に歩調を合わせ、地方の各自治体が切磋琢磨しているところでございます。

そこで当村では、平成26年から上組の向陽台で宅地分譲を始め、順調に推移しております。本年度は第3期計画に取り組むものでございます。計画のエリアは、1期事業の東側約1ヘクタールで、区画数は20から24区画を見込んでおります。1区画当たりの面積は従来どおりといたしまして、計上によっては増減が出るものを捉えております。

現在は、区画、道路等の設計計画中でありまして、その後、開発行為申請、用地買収、工事へと進めてまいりまして、来年、平成31年度には工事完成を予定しております。

そこで、来年度の10月には、消費税が2%アップといわれておりますので、このことにつきましては、今後の課題となるところでございます。

次に、高齢社会についてでございます。

県は、高齢化率等の状況につきまして、10月1日現在の年齢別人口推計を発表いたします。これによりますと、県平均の高齢化率は31.5%で、当村は31.3%となっております。ここ10年来、当村の高齢化率は、県の平均値とほぼ同率で推移をしております。

そこで、本年の高齢化率を見ますと、県内77市町村のうち高齢化の低い順からいきますと、朝日村は17番目となっております。県内58の町村では低い順から8番目となっております。また、75歳以上、当村の後期高齢化率は17.6%で、県内77市町村のうち低い順から28番目となっております。これを県内58の町村で比較しますと14番目となっております。

一方、15歳未満の年少人口比率につきましては、県の平均が12.4%に対しまして、当村は11.9%で0.5ポイント低く、岡谷市、千曲市と同率でございまして、県内77市町村のうち高いほうの順からいきますと33番目となっております。

これらを勘案しますと、当村は、若者の定住が課題でございまして、若者向け住宅や婚活及び空き家バンク制度等の充実を含め、若者に魅力のある村づくりの推進が一層求められることとなります。

このような社会環境の中で、去る10月、県町村会の総会が開かれました。この会議で長野市長から、人生100年時代を見据えた新しい高齢者の定義について提案がされました。

内容につきましては、平均寿命が80歳を超え、また健康寿命も70歳を超えている現在、65歳以上を高齢者という一般的な見方を変える時期が来ており、超高齢社会人口減少社会にあつて社会の活力を失わないために、高齢者という年齢の概念にとらわれず、65歳を超えても社会の一員として活躍し続け、地域社会に貢献していただくことが重要な時代を迎えております。本年2月に閣議決定をしたこの内容は、高齢社会対策大綱におきまして、65歳以上を一律に高齢者と見る一般的な傾向は、現実的なものではなくなりつつあるとしております。

そこで、75歳以上を高齢者と定義される提案がされまして、県町村会では、満場一致で賛同をいたしたところでございます。今後は、国を挙げた動きが出てくるものと捉えております。

次に、道路についてでございます。

まず、県道中組バイパスについてでございます。

西洗馬区では、従来から県道土合松本線、同じく県道御馬越塩尻停車場線の2路線の拡幅要望をしておりましたが、時の松本建設事務所長が現地で立ち会って懇談した際、両路線の中央にバイパスを通し、双方の要望解決をすることで一致をいたしております。既に7年を経過する今年度は、来年3月によりやく完成する運びとなります。

この道路は、村民の生活道路を初め、災害時緊急輸送道路としての位置づけをしたものでございます。このバイパスは、延長820メートル、車道は6メートルで、相互交通の2車線となりまして、片側歩道づきとしておりますが、下洗馬から西洗馬公民館に通じます道路から西側につきましては両側歩道づきとしております。

また、この工事に並行しまして、両側歩道の南側に、いわゆる南側歩道に上下水道を布設することとしております。

次に、役場庁舎と中央公民館との連絡道路、これは古見57号線についてでございます。

この道路は、新役場庁舎を建設したことに伴います中央公民館との連絡、連携が重要と位置づけたものでございます。既に、庁舎竣工時には、役場正面道路を拡幅、完成し、JAの集出荷センター西側からグラウンド西隅、バックネット裏の交差点まで用地買収を行っておりまして、国の予算づけの状況に応じて路盤整備を実施する計画でございます。順調に国・県の予算確保ができますと、31年度に完成を目指して推進する計画としております。

なお、グラウンドのバックネット裏の交差点につきましては、県道と村道の4叉路でございまして、県との協議が必要であり、県道の一部改正がされますと、保育園入り口の未整備箇所への拡幅工事も実施する計画としております。

次に、向陽台の連絡道路、これは西洗馬87号線についてでございます。

当村の人口確保施策の一環として、平成25年度から取り組みました向陽台分譲用地は、1期、2期の分譲が順調に進み、居住者の通勤、通学道路の確保が求められておりました。これを受けまして、昨年度、平成29年度から取り組みました向陽台連絡道路につきましては、辺地債の活用によりまして、本年度は路盤整備を行い、来年度、次年度、平成31年度に舗装工事を執行し、竣工の計画としております。

この道路は、延長342メートルで、車道5.5メートルの2車線としまして、片側歩道づきとして通学等、歩行者の安全を図るものでございます。

次に、農政関係についてでございます。

まず、農業立村としての朝日村農業についてでございます。

去る11月15日にJA松本ハイランド朝日支所野菜販売実績検討会が開催されました。本年度は、春先の作業が順調に進み、レタスの初出荷は4月23日で、昨年より1週間早い出荷となり、6月は空梅雨によりまして圃場が乾燥したため、レタス類の下葉の焼けが多発しまして、7、8月の猛暑による干ばつは、レタス類を初め各種野菜に影響を及ぼしております。これらの気象状況によりまして、出荷状況は、昨年度の94%でございましたが、販売額は106%の25億円という報告であります。

まさに、天候相手の農業でありますので、これからの農閑期につきましては、それぞれご自身の体調管理に努められ、来年度の作付計画等、準備万端に取り組みを期待するものでございます。

次に、中山間総合整備事業並びに農地中間管理機構関連事業についてでございます。

この件につきましては、機会あるごとに申し上げておりますが、中山間総合整備事業につきましては、本年9月から11月にかけて御道開渡工区、御馬越工区、北村工区の組織を立ち上げ、平成30年度から5カ年計画で圃場整備を実施するものでございまして、現在、県が圃場の地区境、いわゆる地区の境の測量を実施しており、その後、1筆ごとの測量につきましては村で実施することとしております。

また、農地中間管理機構関連事業で取り組みますかたくり工区、本郷工区、樽揚場工区につきましては、平成31年度から5カ年計画で圃場整備等を実施する計画でございまして、本年度につきましては、国へ提出する事業計画概要を作成中でございます。

いずれにいたしましても、ここ数年は農業委員会から毎年出されております意見の中で、遊休農地、荒廃農地なくす施策を要望いただいておりますので、村内6カ所圃場の有効活用

が朝日農業の活性化につながるよう期待をしているところでございます。

次に、農産加工施設の有効活用についてでございます。

平成27年に発足をしました朝日果樹クラブの皆さんが、針尾加工施設を有効活用する目的で、昨年、平成29年に針尾加工施設の指定管理者となりまして、本年10月からブドウジュース、リンゴジュースの製造を本格稼働し、開村130周年記念日の朝日村大博覧会で村民の皆様にお披露目をいたしました。

村民の皆様からは大変好評をいただいております。村内果樹栽培者の付加価値をつけた6次産業化に、今後の期待をするものでございます。

次に、文化財の県宝指定についてでございます。

本年3月定例会で申し上げておりますが、県内各地で出土をしております縄文土器の一部を県宝に指定するよう、本年1月に県文化財保護審議会に諮問がされております。

これを受けまして、本年9月27日付で、長野県宝、信州の特色ある縄文土器に、熊久保遺跡で出土しました顔面装飾つき深鉢型土器1点が指定をされました。県内では、158点が新しく県宝指定されたということでございまして、今後は、村民の皆様から関心を持っていただき、村の歴史民俗資料館で、昔人のロマンを想像されればありがたいと思っております。

次に、有線放送テレビにかかわります株式会社テレビ松本ケーブルビジョンの株式取得についてでございます。

当村の有線放送テレビは、国の施策を先取りし、昭和63年から放送を始め、情報提供の一環として村民の皆さんに親しまれてきました。平成23年にテレビ放送のデジタル化に伴いまして本体機器類の更新に多額の費用が必要となり、しかも、村財政健全化への取り組みの過程でありましたので、専門業者のテレビ松本へ譲渡をいたしまして村民サービスを充実してきたところでございます。

その際、他の資産と同様に、テレビ松本の株式を取得するよう要請をされてきましたが、当村は財政健全化への取り組み中でありましたので、佐藤社長に株の取得を待つていただくことといたしました。

そこで、本年は懸案の新役場庁舎が竣工し、大型投資が一段落いたしましたので、本年8月、株式会社テレビ松本ケーブルビジョンの株主総会において、特別決議として当村の株式取得を、1株当たり額面の500円で2万株、計1,000万円で取得をいたしました。本来、株式の売買につきましては、時価額での取得が通常でございまして、テレビ松本の時価額は現在2,590円といわれておりまして、5分の1の価格で取得をしたこととなります。議員の皆さん

んを初め村民の皆様には、このことを十分ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式会社テレビ松本ケーブルビジョンでは、昨年から配信エリアの設備更新を実施しておりまして、平成31年度には、当村設備高度化のため、村内のオール光ファイバー化工事に着手する予定となっております。

次に、明るい話題についてでございます。

既に報道をされておりますが、村の食生活改善推進協議会、いわゆる朝日ヘルスマイトの皆さんが、本年10月に厚生労働大臣表彰を受けました。当村が、昭和39年に健康村建設活動推進協議会を立ち上げ、村民の健康づくり活動を村を挙げて取り組んでまいりました。

その一環として食事の大切さ、バランスのよい食事、減塩運動等、積極的に取り組まれ、時代の変遷とともにメンバーや活動内容も変化しておりますが、現在の朝日ヘルスマイトは、自主組織として発足30年を迎え、記念すべき年の受賞となりました。

男性向けの料理教室やシルバークッキングを初め、親子料理教室、ふるさと道場等々、活動等に今後とも期待をするところでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、報告1件、条例6件、予算6件の計13件でございます。

まず初めに、報告第6号につきましては、公用車の物損事故によります損害賠償額の決定につきまして、専決処分を法に基づきまして専決処分し報告するものでございます。

次に、議案第67号及び68号につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴いまして、議会議員の報酬及び常勤特別職の給与に関する条例を改正するものでございます。

次に、議案第69号につきましては、国の人事院勧告に準じまして、一般職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

次に、議案第70号 朝日村基金条例の改正につきましては、新庁舎建設に伴いまして、特定目的基金であります役場庁舎建設基金を廃止するものでございます。

次に、議案第71号につきましては、寝たきり老人、重度心身障害者介護慰労金の支給対象者を拡大するための条例改正でございます。

次に、議案第72号につきましては、朝日村観光レクリエーション施設設置条例に、御馬越地区に整備をいたしますゲストハウスを追加するものでございます。

議案第73号から78号までは、補正予算でございまして、まず初めに、議案第73号の平成30年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出ともに6億1,715万円を追加し

まして、予算総額を35億1,082万円とするものでございます。

このうち歳入の主なものは、地方交付税が4,936万円、基金繰入金が4,731万円、繰越金が9,767万円、国庫支出金は1,705万円の減額でございます。

そこで歳出の主なものは、役場庁舎建設関係の地方債の繰上償還に5億1,117万円、小学校の空調整備に7,988万円、中組バイパスの補償工事として行います防火水槽の設置工事に662万円、庁舎執務室の加湿設備設置工事に300万円、原新田の下原2期開田水路工事に200万円、財政調整基金積立金が1億3,078万円でございます。

このほか、当初予算に計上しました小学校のトイレ改修費1億1,990万円は、本年度国庫補助金の内示がいただけませんでしたので減額するものでございます。

次に、特別会計の補正予算でございます。

介護保険特別会計では、施設介護サービス等給付費及び介護予防サービス給付の増額でございます。後期高齢者医療特別会計では、広域連合納付金の確定に伴います負担金の増額、簡易水道特別会計では、修繕費への予算の組み替えが主な内容でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第19、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時41分

[全 員 協 議 会]

再開 午後 3時29分

○議長（清沢正毅君） それでは、ただいまから本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 本日の日程は全て終了しました。

以上をもちまして本日の本会議を閉じさせていただきます。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会 午後 3時30分

平成30年朝日村議会12月定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成30年12月14日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(9名)

1番	高橋 廣美 君	3番	上條 俊策 君
5番	齊藤 勝則 君	6番	上條 昭三 君
7番	北村 直樹 君	8番	小林 弘幸 君
9番	塩原 智恵美 君	10番	林 邦宏 君
11番	清沢 正毅 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村 武雄 君	教育長	二茅 芳郎 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 文枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君	建設環境課長	塩原 康視 君
産業振興課長	上條 靖尚 君	会計課長	林 さとみ 君
教育次長	清沢 光寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 齊 藤 勝 則 議員

6番 上 條 昭 三 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められておりますので、簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせいたしますので、お含みおきください。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） それでは最初に、7番、北村直樹議員。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹でございます。

私は、本日2つのことについて一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは早速、1つ目に入らせていただきます。

絆支援（地域分権）導入推進についてということになります。

この質問は、平成28年12月定例会におきまして一般質問をさせていただいた内容につきまして、それから2年が経過したわけでありますが、今、その後の動向を伺うものになります。

この絆支援（地域分権）に対する必要性は、私個人としては今後の地域生活を円滑にするためにも最重要であると認識しております。その背景には、行政的な側面と地域住民側の側面との2つがあると考えております。

地方分権改革は、国から地方へ権限を移譲することにより、地方の特性を生かした行政運営が可能になることは言うまでもありません。言いかえれば、地方の特徴は地方が一番理解している。だから、権限が移譲することにより地域の自立性や自主性が発揮される。すなわち、その地方に独自の活気が生まれると思います。以上が行政側側面のことになります。

一方の地域住民側の側面としては、地方行政から地域に権限が移譲した場合どうでしょうか。地域のことは地域住民が一番理解していると思います。そこに必要な権限や資金提供をすることで、地域の課題解決は当然のことながら、地域としての自立性や自主性が生まれる

と思います。

これらを踏まえ、2年前に一般質問をさせていただいたところ、総務課長からは、現在絆支援は総合審議会で審査をしている。その背景には、絆支援を地域におろした場合、体制面が整っていない。今後、絆支援導入に向けて総合審議会で検討していきたいとのことでした。一方、中村村長からは、絆支援は朝日村を朝日村らしく自立持続させるためには必要な政策である。しかし、実行には村民の理解と絆支援に向けた機運が伴う必要があり、しっかりと受け皿が必要であると答弁をいただいております。

以上の回答を得て、はや2年が経過したわけでありますが、その後の経過と実行についての現時点における課題についてお尋ねいたします。

その前に、この絆支援に向けた取り組みについての必要性を私なりにいろいろな会合で地区長や区長に絆支援の話を切り出し、そのことをお話しさせていただきたいと思います。

とある区長からは、ぜひとも絆支援を実行してほしい。事あるごとに村に陳情や請願をするより、課題を区や地区で取り上げ解決を進めたほうが、スタートからゴールまで一連の課題の状況が把握しやすい。また、元気な年配者も地区にはたくさんおり、現役時代に培った経験を生かすことにより、自身の力を発揮できたり地域内でコミュニケーションを図れる、こういった意見をお聞きします。しかし、一方では、こんな意見もありました。絆支援の重要性は認識しているが、当地域には権限がおりてきても、それを実行するだけの人材が集まらないと思う。従来どおり、行政に地域課題を解決してほしいと。確かに、村内においては人口密度が高い区や地域と比較して人口密度が低い区や地域があり、人口密度によって温度差があることがうかがえました。絆支援の目的は、私は、地域のみんなが集い、楽しみ、支え合い、笑顔でつくる地域づくりであると考えております。この言葉は、実際に取り組んでいる絆支援のテーマを私なりに変更したものであります。決して、地域に権限がおりてきたとしても、地域に義務を課すのではなく、地域が主体性を持ち、そしてみんなでつくる地域、その先に朝日村らしい自立した村が成り立つであろうと考えております。

以上のことから、総務課長と中村村長にお尋ねいたします。

総務課長、総合審議会で検討が行われ、はや2年が経過したわけですが、その後の経過状況についてお聞かせください。

中村村長、残り任期が迫っている状況下で、絆支援（地域分権）の実行について現在どのようにお考えでしょうか。

2つ目、2年前では、村民の理解と絆支援の機運が必要であるとのこと回答でしたが、2年

が経過した今、どのようにお感じでしょうか。

以上になります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 北村議員の絆支援の導入推進についてでございます。

我が国の少子高齢社会、人口減少時代が進むことは、地方自治体では税収の減、地方交付税の減ということにつながりまして、今後は厳しい財政運営が求められてきます。このような環境の中で朝日村を朝日村として持続するためには、行政、いわゆる村政の事務事業を身軽にし、職員の適切な配置をした運営が課題となります。

そこで、私は、時代の先駆けとしまして、今期の選挙公約でいたしました絆支援につきましては、幾らすばらしい公約でありましても、拙速に実行すれば受け入れ側の村民がなかなか対応できない、そして実行に移せない等々ありますので、しかも、これを実行いたしましても実がつかない。いろいろの、今、北村議員がおっしゃられたとおり、幾つもの課題があります。そういう中でございますが、前回の、私は議員の質問に、村民の機運の醸成が極めて重要ということを申し上げ、それが私の実感でございます。そこで、機運の醸成には積極的に地域に出向きまして出前村政等々を含めまして、話し合いの場を持つことが必要と捉えております。今質問ありましたが、今期では実現できる状況ではございませんが、村民の皆さんからご理解をいただいて、地域の皆さんでできることは自分たちで取り組む、この認識がされますと、今後の村政の効率運営ができて、朝日村の持続は安定をし、全国に誇れる、誇りを持った生活ができるものと信じております。

そういった意味で、これは実行に移すには、非常に幾つもの課題をクリアしていかないと取り組めないという、そんなことがありましたので、アドバルーンを大きく上げましたが、今期、私の選挙公約では実行にまだ移せない。しかし、これからの課題、朝日村としてはこれを取り組まないとな後の朝日村の持続も非常に難しい、そういうように思っております。

そんなことも答弁させていただきまして、私からの答弁とさせていただきますが、そのほかにつきましては担当課長から申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員ご質問の総合審議会での検討と

その後の経過状況ということでございますけれども、絆支援につきましては、平成28年3月22日に村長から総合審議会に対しまして、人口減少社会が急速に進展していく現在、今後、村の職員体制にも影響が出て、職員も減り仕事ができなくなっていくと思われ、今後、朝日村が朝日村として存続させるため、地域にできることは地域で対応し、業務内容に見合った交付金を地域に交付することについて諮問を行っております。

この総合審議会におきましては、平成28年7月27日から平成29年6月28日まで約1年の間に4回にわたり審議を行い、年代別、また、総合審議会全体で意見の集約を行っております。また、平成28年10月3日に行われました第2回の総合審議会には村長も出席いたしまして、絆支援の目的や内容等について審議委員の皆さんと意見交換を行っております。

その後、総合審議会では4回の審議を経て意見を集約し、平成29年、昨年12月20日、村長へ答申を行っております。答申の内容といたしましては、絆支援の制度設計、実施する内容、また、実施体制をどうするかといった部分が明確にされていない状況での意見集約であったため、総合審議会としては一つの意見として集約を行わず、審議の段階で出された意見をもって答申としてございます。

総合審議会の意見の総括としましては、地域で対応できることは地域みずからが実施することは基本的に賛成であるが、制度設計を明確にし、各地区の意見を聞いて村民の理解を得て実施することが望ましいとの意見をいただいております。また、あわせて、総合審議会が出された意見としましては、地域で行ってほしい業務を明確にしてほしい、地域の受け入れ体制として専門技術を持った人たちの人材バンクが必要だ、地域で区長が重荷にならない体制づくりが必要、村からの交付金を管理するには責任が重過ぎるといったご意見がございました。

今後、具体的に検討を進めていくには、総合審議会の答申にもございましたが、ある程度明確な制度設計が必要な状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 回答のほう、ありがとうございました。

現状の話聞く中で私なりに考えたことがございますので、こういった意見はどうかというところを含めて、再度中村村長からお考えをいただきたいと思っております。

絆支援においての一番重要なことは、地域が活性化すること、これは言うまでもないと思

うんですけれども、先ほどおっしゃったように、人材的なパートナー、地区長の負担部分を含めると、私、先ほど申し上げたように、これは義務を課すというわけではないと思うんです。義務を課すというわけではなくて、みんながしっかりとそれについて支え合って、その先に朝日村らしい朝日村ができるのではないかと考えております。その中で、人材、要は受け皿という部分で私が少し考えたことがあるのが、例えば地域によってどうしてもこういったことが対応できないということであれば、村内のシルバー人材センターだったりですとか任意団体の力をかりて行っていくのはどうなんだろうということを考えてわけでございます。そうすると、中には、これは絆支援とは言えないんじゃないかというお考えがあるかもしれません。しかしながら、その先を私は考えなくてはいけないのかなと考えております。地域の課題は解決できなければ、その先の朝日村らしい朝日村というのはなかなか見えないのではないかと。要は、地域としての活動は十分なんですけれども、オール朝日村というような考え方で、そういった課題に対応していくのはどうなのかというところをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 全く北村議員も私も同じだと思いますが、これからの時代、今、少し大きく物を捉えて申し上げますと、国が大きな借金をしょっていますので、1,000兆円というような話ですから、大きな借金をしょっていますから、何とか国も財政を立て直さなきゃならない。そういう意味で地方分権という表現が出ています。ところが、今、地方分権でも、各県に受けるのなら別問題ですが、市町村では、町村では受けられる人材がないというのは、国がまさにそういうことを言っています。ですから、今、私が言っていることも、村の地方分権も全く理論は同じなんです、それを受けられないと。

じゃ、それをどうするか。国の動きもそういうことで大きくありますが、それには、一つには、私どもの立場からいきますと、松本広域とかこういう組織を持っていますから、そういうところで受けてやるというのが、これが一つの地方分権の大きな形の受ける理論になります。それじゃ、今度は村でどうするか。村でどうするかというときには、私としては、その地域地域で、さっき議員から質問がありましたが、地域地域のことは地域の人が一番知っているんです。今、大災害のことを考えても、全く行政のここにおいて全部が掌握できるかっ

て、そうはいかない。細かいことは地域の方がよっぽど知っていますから、その皆さんが取り組んでもらう。これが地方分権と、私が絆支援と全く同じでして、そういう今、大きなことは村の大きく膨れ上がった事務事業を地域に任せてできることを、はっきり言ってできるものが幾つもあるんですよね。ただ、今は、総合的にこれこれという理論ができませんので、まだ現実になりませんが、そういうことを積み上げながら、ちょっと時間かかると思いますけれども、積み上げる中でそれぞれの地域の皆さんが、よし、これは俺たちがやるぞ、そういう気持ちが出てきますと、これはすばらしい。永遠に朝日は続く、誇りを持ってできる。しかもこれは、今、市町村が市町村の中での地方分権ということは日本では言っておりません。まさに朝日村は、全国の先駆けのことを言っていますから、そういうことを考えながら、私は今まさに高齢社会の中でありますから、地域に仕事を落としても、仕事を持ってサラリーマンとかそういう皆さんは、とてもじゃないができる状況じゃありませんから、できる人はどうするかというと、働き盛りの皆さん、60、70、働き盛りですから、そういう皆さんに自分の経験を積みながら、少し人生の余裕も出てきますから、そういうところで何とか組織ができて地域を引っ張っていただくことができるのかなと。

そうすると、きずなという表現をしましたのは、今まさにこういう田舎でも隣組とのきずなが非常に弱まっている。そのときに大災害があったらどうするか。それには、ふだん協働でものを仕事している、そういう連携がとれていますと、大災害のときの対応も十分できる、そんな意味で私は絆支援という表現をさせていただいています。でありますので、これは少し時間かかりますけれども、私としても、何とか村民の皆さんが理解していただいて対応いただければありがたいと思っています。しかし、これはまだ課題でございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 村長の思い、しっかりとお聞きいたしました。

それでは最後に、再度もう一度中村村長にお尋ねしたいと思います。

その前に、ぜひこのことは念頭に置いておいてほしいと総務課長に願うものでございますが、絆支援、それに対しての権限、財源が各地域に配られた場合、やはり1強になってはいけないのかなと。機運が盛り上がっている地域だけ突発的で、なかなか機運が低いところが活性化していかないと。要は、皆さんの貴重な税金を使いますので、ぜひとも公平性がある

ような制度をつくってほしいなというのが願いとしてございます。

それと、中村村長に最後一つだけお尋ねいたします。

これだけ、選挙公約をこれを主体としてこれまでずっと取り組んできた中で、絆支援については、もう少々時間がかかると。今回、なかなか実現可能が難しいのではないかという背景の中で、我々議員も含め、任期があと少々でございますが、翌年度以降、これを進めるために、もう一度発揮する、これを進めるというお気持ちはいかがでしょうか。もしわかれば、お気持ちのところが決まっていれば、ぜひお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 今、北村議員は、私の次期の進退の話ですから、これはまだ私としては考えておりません。また、後の質問で出てくると思いますが、まずは、ただ私が、これからも朝日村として持続するためには、そういう方式を全村民から理解していただく。その機運が出てきて、朝日村は十分これから100年、200年たっても、朝日村として独立していける、私はその思いでありますので、その辺をご理解いただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ございません。ありがとうございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。では、2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 続きまして、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

簡易水道・下水道の公営企業会計に伴う今後の運営についてということをお尋ねいたします。

平成31年度より、簡易水道特別会計と下水道特別会計がいよいよ公営企業会計により、その運営が実行されることとなりますが、今後の運営方針や課題についてお尋ねいたします。

公営企業会計の最大の特徴は、1、地方団体に帰属せず独立採算制で運営していくこと、2つ目、単式簿記ではなく、複式簿記によるBS（バランスシート）、PL（プロフィット

ロス)を作成し、財産、負債、純資産、収益、費用を明確にすること、以上の2点が大きな特徴であると考えております。既にこのことは担当課で把握され、それに伴う対策を講じているかと思えます。

そこで、平成29年度の決算状況から、今後の対策面についてお尋ねいたします。

簡易水道特別会計について、平成29年度決算時においては、歳入が1億3,500万、一方の歳出は1億2,900万、収支で約600万の黒字となりましたが、しかし、歳入の内訳を見ますと、使用料が7,700万、繰入金が2,600万、村債が2,000万でありました。このことから、簡易水道特別会計は、主たる売り上げ——手数料ですね。これは全体の6割程度であり、ほか4割は依存財源に頼る形になっているかと思えます。

下水道特別会計について、平成29年度における決算は1,138万の黒字でしたが、歳入のうち売り上げは全体の約25%であり、ほかは依存財源に頼る状況かと思えます。ともに言えることは、主たる使用料・手数料(売り上げ)だけでは、経営は難しいという点になります。しかし、今後公営企業会計に移管する中で、どのような運営、特に補填の穴埋めをしていくかという点についてご質問いたします。

1つ目、公営企業会計に移管することにより独立採算制が求められる中、どのような形で赤字を補填していくということをお考えでしょうか。

2つ目、独立採算制に伴うことから、今後収支によっては水道関連手数料(村民負担金)の上昇があるのかどうかお答えください。

3つ目、公営企業会計における最重要視点はどんな項目であるか。資産でしょうか、負債でしょうか、収支でしょうか、キャッシュフローでしょうか。

以上になります。

○議長(清沢正毅君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

[建設環境課長 塩原康視君登壇]

○建設環境課長(塩原康視君) 北村直樹議員ご質問の簡易水道・下水道の公営企業会計に伴う今後の運営についてお答えします。

簡易水道特別会計及び下水道事業特別会計は、来年度の平成31年度の公営企業会計の導入に向け準備を進めております。公営企業会計の導入は、平成27年総務大臣通知によるもので、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上の実現を目的とし、経営状況を的確に把握し、事業の経営成績や財政状態を見える化するものです。簡易水道、下水道の両事業は、

巨額な資金を投じて整備され、そのイニシャルコストを料金または使用料などにより長期スパンで回収する事業です。しかし、現在の単式簿記方式では、実質的なコスト把握ができないなどの経営管理面では不備がありました。公営企業会計の導入作業は、単式簿記方式の平成29年度決算を公営企業会計方式の決算処理により、経営成績及び財政状態を分析しました。決算の結果は、議員ご指摘のとおり、簡易水道事業、下水道事業ともに会計の財政状態はその歳入が設備建設時の負債に依存している状況であります。

初めに、公営企業会計に移管することにより独立採算制が求められる中で、どのような形で赤字補填を考えているかについてのご質問ですが、次のご質問の独立採算制に伴うことから、今後収支によって水道関連手数料が上昇することがあるのか、この2つのご質問は関連しますので、あわせてお答えさせていただきます。

公営企業会計では、水道、下水道の施設を管理しサービスを提供することにより得られる水道料金、下水道使用料の事業収入で得られた利益を、サービス提供を継続的に管理運営するための設備投資の財源とすることが原則とされています。平成29年度決算は、簡易水道事業、下水道事業ともに、今までの単式簿記により収入と支出の資金差は黒字となっております。公営企業会計方式では、収入と支出、資本の増減から見た1年間の経営成績を明らかにする損益取引の収支差では、簡易水道が赤字、下水道事業は黒字となっております。赤字となっている簡易水道事業の赤字補填については、事業収入である料金収入を見直し補填するところではありますが、ここで地方公営企業は企業としての経済性の発揮とともに、公共の福祉の増進が経営の基本原則であり、その経費の一部を一般会計から繰り出し基準として負担することが国から示されています。この繰り出し基準額のおおむね半分は、国から交付税が措置されている状況であります。したがって、収入の赤字補填は料金収入と一般会計からの繰り出し金の精査により対応してまいります。特に料金収入につきましては、来年度からの公営企業会計方式の導入により明確にされる経営内容を、村民の皆様から評価・検証いただいて検討を進めてまいります。

次にご質問の公営企業会計における最重要視点はどんな項目であるかについてですが、今までの単式簿記方式では、予算書に対してその執行の実績はどうであったかを示す計算書として決算書を作成していました。公営企業会計方式では、年度内の経営成績と年度末の資産、負債、資本の状況の財政状況を明らかにするために財務諸表を作成しています。これが、議員が示されました項目の資産、負債、収支、キャッシュフローです。

公営企業会計の経営改革を推進する重要な項目としては、第1がキャッシュフローです。

キャッシュフローの資金期末残高を枯渇させないことが、サービスを継続的に提供するための事業運転資金の確保につながるものです。

第2が資産です。資金期末残高を確保しながら資産維持することが、サービス提供のための計画的な設備更新などを可能とするものです。

第3が収支です。資金期末残高及び資産維持を継続していくための収支を黒字で経営することが、持続可能な上下水道運営につながるものと考えております。

人口が減少し、自治体が縮小する時代に、上下水道事業には継続的にサービスを提供するための抜本的な対策が今は求められています。その前提として公営企業会計導入があり、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を推進することが重要となっています。経営基盤の強化とは、更新投資も含めた適切な維持と財源の確保、そして合理化です。また、財政マネジメントの向上とは、持続可能な事業運営のための将来の投資を踏まえた料金算定などです。これらの視点から、公営企業会計による経営改革を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 塩原課長、ありがとうございました。

非常に、3つ目の質問の3番目の質問、これに順位をつけてくださったんですけども、私もずっと会計畑にいたものですから、課長はどのような判断をされるのかなというところをすごく興味深く見ていたんですけども、全く私と同じです。必要なことは、目先の収支ではないと思うんです。必要なことは、本当にこの事業は運転していくことが可能かということのまずキャッシュフロー、これに重きを置いていただいたということは、本当に私はうれしく思っております。

収支というのは、基本的に、例えば建物であれば減価償却費、こういったもので減価償却費という費用になります。しかしながら、あくまでもあれは簡便的に認められているものであって、本当に原理原則厳密にやるのであれば、時価評価額で判断するのが、より正しいと思うんですけども、今は減価償却費という部分で対応しているということになるんですけども、必ずしも減価償却費をした建物と時価評価というのは違います。そういうふうになると、収支というのは、ある程度の目安であって、本当に正しいかどうかというところは確かにわからない。そういった中で、キャッシュフローが大切である、そして資産が大事と

いうことは、非常に私は高く評価しておりますので、ぜひそのまま続けていってほしいなというふうに思っております。

次に、今後独立採算制に伴いまして手数料、これは売り上げの部分ですよね。これは企業においては売り上げを上げるためには、多少そういったことも必要なこともあるかもしれませんが。しかしながら、今、国のほうから繰り出し基準というような形で対応すると。一般会計から繰り出しをするということで、赤字の穴埋めを補填していくということでございますけれども、これ、今ここでいろいろと話をしても、多分恐らく正しい答えというのは出てこないかと思えます。今後、村としてみても、いろいろな部分で投資という部分が出てくるかと思えます。そこを食い潰さないためには、いろいろな、ありとあらゆる角度の状況の中で、事業計画というものを見つけていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。そういった中で、今後一般会計の予算、今置かれている公営企業会計のあり方というのをしっかりと分析をしていきながら、私たち議会のほうにもそういったことを報告していただき、ともに一緒にいい知恵を出し合っていきたいなというふうにお考えでありますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 今、議員お尋ねの議会等との協議等を進めてもらいたいということでもありますけれども、地方公営企業法というものに基づいて公営企業会計がこれから進められていくわけでもありますけれども、企業会計を導入するに当たって、民間の企業会計と大きく違うところが、地方公営企業会計の場合は予算があるということでもあります。予算というのは、予算を議会の皆様に相談させていただいて、それに伴って予算に対しての決算をするというのが、ここが大きく民間の企業会計と違うところでもあります。ということで、地方公営企業会計は、あくまでも自治体が運営する企業会計というものになりますので、そこにつきましては、議会の重要性というのは一般の企業会計とは違いますので、そのところを重要視して、地方公営企業会計である上下水道を進めてまいりたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

来年度からいよいよスタートするわけでございますが、しっかりと対応していくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） 次に、8番、小林弘幸議員。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 8番、小林弘幸です。

今議会では、2つの質問をしたいと思います。

まず1問目ですが、観光政策について4点ほどお聞きしたいと思います。

1点目ですが、「新しい感覚で朝日村をつくろう」、この旗印のもと、朝日村存続のための各重要テーマに取り組まれております。その1つである人口減少問題は、日本中が抱える共通問題であり、他におくれをとらない独自政策が必要不可欠です。交流人口をいかにふやし、朝日村に少しでも興味を持ってもらい、そして認知していただき、結果として暮らしていただく。長年の検討の結果、方策の一つとしての活動拠点として朝日村観光協会の設立にこぎつけました。観光協会が設立され1年が経過しますが、レビューの意味で、計画の進捗度、問題点、課題等お聞かせください。

2点目ですが、朝日村に転入され、交流人口の増加に一役買っておられる個人事業主が、ここ10年でふえています。例を言いますと、コーヒー屋さん、そば屋さん、酒屋さん、各種工房屋さんなどです。皆さん独自にイベントを開催され、集客力はかなり多く、90%の方が村外からという例も伺っています。交流人口の増加の重要ポイントは、官が民をもっとバックアップする、もっと一体化するような政策が打てるかどうかです。このような点についてお考えをお聞きいたします。

次に、3点目ですが、朝日村の観光資源は、新たなゲストハウスを含め、御馬越地区に集中してきました。御馬越を朝日の顔としてもっと売り出す政策、その他の観光資源開発はどのように考えておられますか。

4点目ですが、松本広域連合として、インバウンドを含めた観光政策が検討されていると聞き覚えがありますが、朝日村はどのような位置づけで、どのような方策が検討されているか、以上お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の観光行政についてのご質問の4点のうち、私のほうから2番目につきまして申し上げます。

これにつきましては、当村に転入されました個人事業者が積極的に取り組んでおりまして、この皆さんにバックアップができないかということでございます。

ご指摘のとおり、当村に転入されました個人事業者が当村の環境等に共鳴されまして、事業者の事業拡大を初め、各種行事への協賛、参加を初め、異業種の皆さんとの共同イベント開催等、積極的な取り組みをされておりますことに、私からも敬意を表するものでございます。

この個人事業者の皆さんが、行政に頼らず、各種イベント等を工夫しまして共同開催されておりますことは称賛に値しまして、持続した発展を願うものでございます。そこで、昨年12月に観光協会が発足しまして、本年は各種事業等に取り組んでおりますので、商工会、JAを初め、個人事業者の皆さんも、この組織に参加していただきまして、観光協会の中で議論がされ、当村の発展につながる各種イベント等が盛会に継続されることに期待するものでございます。

そのほかにつきましては、担当課長から申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、私からは、ただいま中村村長から答弁がございましたので、そのほかのご質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、朝日村観光協会は、ご案内のとおり、昨年12月1日、当村の観光産業を総合的に振興し交流人口の増加に寄与する組織として、中村村長を顧問に、植村商工会長が会長として発足し1年が経過いたしました。

この協会のこれまでの事業では、平成28年度から当村で取り組んでおります地方創生交付金の滞在型体験プログラム構築事業の体験プログラムテストマーケティング等を中心に行っ

ており、平成29年度は森林浴ツアー、家族の記念日をつくろう体験、これは木工体験になりますが、の2回を行い、今年度は5月の田植えツアーに始まり、森林浴ツアー、染め物体験ツアーなど、これまでに6回の実施をしてきております。

そのほか、協会事業として、小林議員からもスタッフとしてご協力をいただきました日本三百名山鉢盛山2447登山マラソン大会を、開村130周年記念事業として実行委員会を組織し開催したところでございます。この大会では、全国各地から318名の参加申し込みをいただきました。酷暑であったため、2名の体調不良があったものの、大きなアクシデントもなく開催することができました。参加者からは、前夜のお夏まつりへの参加や朝日産の夏野菜の振る舞い食の提供、沿道でのシャワーや声援などに感謝の言葉をいただいております。改めて、大会運営にご尽力いただきました実行委員、運営スタッフ、沿道でご声援をいただいた村民の皆様にお礼を申し上げるところであります。

このように実施してきました観光協会の事業につきましては、それぞれの評価検証を行い、次回の事業に反映できるよう、P D C Aサイクルに努めているところでございます。

議員ご質問の計画の進捗度、問題点や課題につきましては、これまでのところ計画については予定どおり進めており、実施した事業の参加者アンケートから、「とても楽しめた」「まあまあ楽しめた」などの事業に対する満足度は高い評価をいただいております。しかしながら、評価検証を行う中で、これまでのプレスリリースによるマスコミ報道やフェイスブックなどのSNSの情報発信では、募集定員に対して思うように集客ができず、また、スタッフ配置など、参加者確保と村民のかかわりを含む運営スタッフ確保が問題であり、課題として捉えているところでございます。

今後、参加申し込みの方法や掲載内容の見直しなど、観光協会役員からご意見をいただき、また、観光施設の指定管理者等と打ち合わせを行い、改善を図りたいと考えております。

次に、御馬越地域の観光施策についてでございます。

この地域は、辺地対策事業債を活用でき、村内の中でも山間部といった、自然豊かで静かな環境であり、地形を生かした体験型施設の整備を行ってきた地域でございます。ご案内のとおり、あさひプライムスキー場を初め、野俣沢林間キャンプ場は、近隣市村から利用者も多く、もくもく体験館、クラフト体験館などは、それぞれの技術向上や伝承にも貢献できていると捉えております。

また、平成26年に宿泊施設として整備を行いましたコテージは、村内産カラマツを活用し、室内の什器類も充実した施設となっており、リピーターを中心に利用者が増加してきたとこ

ろでございます。今後は、滞在型体験プログラムの実施により、コテージを活用した交流人口の増加を図るものでございます。

現在整備中のゲストハウスにつきましては、平成31年度営業開始を予定しております。設置場所がIターン等による皆さんもふえている御馬越地区内に位置することから、地区住民の皆さんとの交流の場として、また、滞在して当村のよさを感じてもらおう場として活用を図ってまいりたいと考えております。

このことから、今後観光協会が行う滞在型体験プログラムでは、この地域を拠点として村民の皆さんとの交流を図り、当村の魅力発信の場として活用したいと考えておりますので、村民の皆さんからは事業への積極的な参加をお願いするものでございます。

次に、松本広域連合での取り組みについてでございます。

松本広域連合では、松本地域の観光資源を生かした効果的な観光事業を行うため、広域的観光事業として位置づけ、取り組んでおります。また、松本広域連合を含む松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡5村の9団体で組織するアルプスの風観光推進協議会では、松本広域連合を事務局に活動しており、松本地域の観光事業及び地場産業等の振興と国内外からの誘客を図るための事業に取り組んでいるところでございます。

主な事業として、松本地域誘客促進観光PRキャラバンとして、首都圏JR駅や、また松本山雅のアウエー戦会場でのPR、また、ふるさと探訪や松本広域ロゲイニングなど、構成市村を訪れるツアーの開催を行っております。そのほか、地場製品のPR販売として、信州夢街道フェスタや信濃の国楽市楽座などへのブースの設置を行い、当村では女性農業者担い手協議会からもご協力をいただき例年参加をしているところでございます。PR物産としては、信州松本エリアワイドガイドブックのパンフレット等の発行を行っており、そのほか広域観光としての取り組みでは、松本市商工観光部長を会長とした北安曇地域も含む、目的に賛同する自治体とアルピコ交通株式会社などの企業を加えた10団体が組織する日本アルプス観光連盟や、信州松本空港地元利用促進協議会等があり、相互の連絡調整を図り、地域の観光に関する活動を行っており、外国語版の携帯型パンフレットの制作など、訪日外国人旅行者の誘客も行っているところでございます。

当村では、松本広域連合や各協議会等が実施する事業への参加や情報提供などを現在行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

村長のおっしゃられた観光協会の発足があつて、それに向けて組織に各所団体が積極的に参加してほしいと。または、現状参加していると思いますけれども、そういったことで行政も一体となったという基本的な考えをお聞きしました。ありがとうございます。

それで、今、朝日村の観光行政というのは、やっと協会ができて、何か形が今見えてきた段階、そのように私思うんですけれども、今からもう一步力を入れた、それが先ほどの村長のお話だったと思うんですが、1つ、2つ、こんな点はどうかというような提案ぽいものをさせてもらいたいですけれども、今、商工業をバックアップする朝日村の条例として、朝日村商工業振興条例、こういったものがございます。中身を見ますと、特にハード面、店を新築する、または改修する、そういったハード面への補助というものがうたわれておりまして、今、大事なソフト面的な補助というものには一切触れられていないような条例になっています。そこをもう少し、ソフト面ソフト面と言うんですが、具体的には朝日村のがホームページが改修されようとしています。そこに、もっと民のページを設けていただいて、朝日村を開けば、どういった民間の施設があるんだ、または民間のイベントがあるんだというようなイベント情報含めた、もっと民が、あのホームページをうまく活用できるような、そんな協議会でもいいし、朝日村の総務のもとに任意団体でも結構ですので、ホームページを運営する検討委員会、いわゆる観光協会とタイアップしてもいいと思うんですが、そんな力、新しい窓口をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど御馬越をもっと売り出す方法はないかという提案をさせてもらったんですが、御馬越をブランドにできないかと朝日村のポスターに、御馬越って非常にこれ珍しい名前でもあるし、昔からの歴史のある名前でもありますから、御馬越ブランドというものを朝日村独自につくり上げていくような方策も必要じゃないかというふうに思っています。

それと、新たな観光資源というと、またハード的な面が多くなってしまうんですが、警察とか自衛隊が、よくクライミングの訓練をしている山がありますよね。ああいったクライミングなんていうのも一つの目玉じゃないかな、御馬越地区における目玉じゃないかななんて思っていますが、ホームページの問題だとか御馬越ブランドだとか、その点いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員からの建設的なご意見ありがとうございます。

まず最初の、村のホームページをもっと村内の企業の皆さんが積極的に参加してできないか。これは十分精査し、検討させていただきます。これは事なことかなと思っております。

また、次の2番目は何だっけ。

〔「御馬越ブランド」の声あり〕

○村長（中村武雄君） その前にあったじゃん。

〔「クライミング、山登り」の声あり〕

○村長（中村武雄君） 御馬越ブランドは、これは今、ゲストハウスに取り組んでおりますから、いずれにしても、それを含めてこれからの御馬越だけでなく、三俣のキャンプ場を含めて、いわゆる滞在型の誘客には大きなポイントになるかなというように思っています。特に、当朝日村の場合は、観光施設という分野では、長野県ではないない尽くしなんです、しかしながら、今の御馬越地域を初め、三俣のところにつきましては、当朝日村の自然環境、十分利用活用できますので、そういう意味では、今、国・県が力を入れています外国人の滞在型・体験型、そういう意味では売りに出られるな、そんな検討も今しているところでありますので、そんなところも含めながら今後の課題となるかと思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ぜひ御馬越ブランドというものを広めていっていけば、いい何かがあるんじゃないかというふうに、あそこは玉手箱のような気がしております。

最近、新聞紙上で、ふるさと納税で東筑摩郡5村の最近の状況というのが報道されてきました。あの結論は、いろいろな見方があるんですが、私的に見ると、SNS発信をした者の勝ちだと。その差が、この数年で、あれだけ少しずつ差が出ているというようなこともあの記事から読み取れました。そういったことで、これからネットの力なくして、先ほどの観光もそうでしょうし、ましてや交流人口云々というのは、ネット、SNS発信というものなくして考えられない時代になっておりますので、ぜひここで新規のホームページ、いよいよ立ち上がりますので、精力的に、他の地域にないような特色を出したホームページにしていっ

てもらいたいというふうに思っております。

これから、本当に官と民と一体となった朝日村づくりが大事であると思っておりますので、より積極的に頑張ってもらいたいというふうに思います。

これで、第1問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 続きまして、2問目の質問になります。

ヘリポートの進捗についてであります。3点ほどお聞きしたいと思います。

いよいよ来年度事業計画が練られている最中だと思いますが、次の段階に入るヘリポートの現状、計画、どんなようになっているかお聞きしたいと思います。

それと、2点目ですが、新庁舎も順調に建ち上がって、朝日村の顔として、市町村初め、各方面から認知されてきたというふうに思って、大変喜ばしいことと思っておりますが、実際に周りを見てみますと、一つ気になることがあります。それは、今のヘリポートの進捗どうかということなのですが、朝日村の村役場に隣接した地点にヘリポートをつくるという設計図、平面図で見たときには、ああそうかというような感覚でいたんですが、いざ庁舎ができてみますと、人や車やらが非常に近いなということで、不安感が増してきたという、今、私、個人的かもしれませんが、そう思っております。当然設計上、法令上は問題ないかと思っておりますが、あえてあそこである必要があるのか、または、ほかにもいい場所はないのか、そんなことを庁舎ができてきて改めて思う次第です。

理由は幾つかあるんですが、3点目の質問にもなるんですが、以前一般質問でこのようなことを取り上げさせていただきましたが、ヘリポートの芝生の一部、あそこがヘリポートになった場合でも、芝生の一部を一般開放できませんかと。小さなお子さんを芝生で遊ばせたいが、朝日村には場所がなく遠くまで連れて行かざるを得ないというような若いお母さんの声もお聞きしております。そんな点で、もしあそこにヘリポートができるのならば、そのような仕様にできないか、再度ご検討をお願いします。

以上3点ですが、お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員ご質問のヘリポートの計画の進捗でございますけれども、これにつきましては、本年3月定例会の小林議員の一般質問でもお答えさせていただいておりますけれども、ヘリポートにつきましては、地震の際、道路の寸断等が予想されるため、震災時における負傷者の救急搬送、物資の輸送、また、平常時におけます消防車の緊急搬送のためのドクターヘリの発着を行う場所として整備を行うものでございます。役場庁舎駐車場東側の一角、現在農地になっている場所でございますけれども、そこに予定しているものでございます。

そこで、小林議員ご質問の計画の進捗状況でございますけれども、ヘリポートにつきましては、当初庁舎の建設に合わせて整備を行う予定でしたが、庁舎に合わせて行くと敷地面積が1万平米を超えまして、大規模開発の許可が必要となり、調整池などの設置が必要となることから、このヘリポートにつきましては庁舎建設とは切り離して整備を行うこととしております。当初、平成31年度の整備を予定しておりましたが、県との事前協議の中で、庁舎建設から一定期間はあけないと庁舎と一体の施設であったと判断されまして、大規模開発の適用を受けることになるため、ヘリポート整備につきましては、本年度の財政計画の見直しの際、1年先送りをしまして、平成32年度に整備をすることとしております。

次に、ヘリポート予定地を再考できないかのご質問でございますけれども、ヘリポート予定地につきましては、議員がおっしゃられますように、通行車両が比較的多い県道新田バイパスと拡幅改良を行いました村道大原63号線の交差点の内側に位置しております。また、建設時には図面ではかわからなかった庁舎棟の高さも明確になってまいりまして、風向きや発着時の飛行角度によっては支障になることも考えられます。現在、松本地域で運航されておりますドクターヘリの発着には30メートル四方の敷地が必要とされておりまして、ヘリポート予定地は約36メートル四方でございますので広さ的には問題ないと思っておりますけれども、いずれにしましても、ヘリポートとして安全な発着ができるか、周囲の庁舎、また、通行する人・車への影響はどうか、今後専門家や関係機関と協議を行い判断してまいりたいと考えております。

次に、ヘリポートの芝生化についてでございますけれども、ヘリポートの路盤につきましては、土、アスファルト舗装、コンクリート舗装、また、芝生、人工芝などの施工方法がございますが、具体的な工法につきましては今後検討してまいりたいと考えております。ただ、芝生化につきましては、ほかの工法に比べまして雑草の除去や刈り込みなど維持費がかかり、また、耐久性も乏しいため更新期間が短いという欠点がございます。

現在公共施設につきましては、公共施設総合管理計画、個別施設計画を策定しまして、今後の人口減少時代に向けて公共施設の廃止・統合、長寿命化によります維持管理費の削減を検討しているところでございます。子供の遊び場としましては、村には縄文公園がございませぬので、ヘリポートを二次利用して子供の遊び場とするのか、また、維持管理費の削減を見込んだ施工としていくのかにつきましては、今後村民の皆さんのご意見をいただきながら総合的に判断させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

いろいろ状況は変わってきまして、村庁舎ができてみると、あそこが一等地になってしまったということで、コンビニエンスストアもあり、小さいお子さんも集まる機会がうんとふえて、あの一等地をめったに飛んでこないヘリコプターのために使うのかというのが私のこのごろの考えであります。自然災害だとかいろいろな災害に対して、またはドクターヘリの発着場として固定のヘリポートは絶対に必要だと私も思いますが、もっと広い、もう少しいい場所に持っていったほうがいいんじゃないかというふうにも私考えますので、ここは32年度に云々という話もありますから、時間をかけてそのような検討をぜひしていただきたいというふうに思います。あの一等地に、年に1回しか飛んでこないヘリコプターのためにとっておくのはもったいないと。子供を遊ばせてやってもらいたいというふうに思いますので、雑な芝生でも結構ですので、そんなこともまた一考していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（清沢正毅君） これで小林弘幸議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで15分休憩を入れさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

開始は10時25分開始ということで、休憩入れさせていただきます。よろしく願いします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（清沢正毅君） では、次に、9番、塩原智恵美議員。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

私は、今回1つ質問をさせていただきます。

では、早速お願いいたします。

分権型社会における村づくりのあり方についてでございます。

明治22年4月、朝日村は誕生しました。ことしは130年を迎え、記念行事が次々に行われました。今月に入り130周年記念誌が全戸に配布され、手に取ってごらんになった方も多いと思います。記念誌は、開村100周年からの30年間をコンパクトにまとめたもので、わかりやすく、しかも新聞記事の視点でトピックス的に表現し、興味深く読みました。また、「History」とした年表からは、時代を担った先人の方々がどういう村づくりを進めてきたのかよく見えます。朝日村の歩みとして、今回この記念誌をじっくり見たことにより、長い年月をかけて築かれた村の存在の意味を深くかみしめたところです。

中村村長は、記念誌の30年の歩みの中で、12年間村政を担っています。平成19年4月就任後、理想とする村づくりの姿を総合計画という10年の計画をつくって朝日村を築いてこられました。ことしはこの計画の最終年であることから、総合計画を中心に以下質問します。

1、総合計画では、村の目指す姿を5つの柱としました。1「豊かな心・暮らしのあるむら」、2「みんなでつくるむら」、3「健康で生き生きとしたむら」、4「積極的な産業振興で活力あるむら」、5「生涯学び続けられるむら」、これらの柱を実現するため基本計画をつくり、さまざまな施策を展開してこられました。村づくりは計画どおりに進み、目指す姿になりましたか。

2 問目です。計画の実行に当たって主に心がけたことは何ですか。

3、計画の実行には村民の理解が必要です。村民に対して特に心がけたことは何ですか。

4、地方分権下における村づくりのあり方を考えたとき、行政の役割はどうあるべきとお

考えですか。

なお、私の質問は、総合計画の総まとめでありますので、2回目以降の質問は村長の答弁でお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の分権型社会における村づくりのあり方の中で、総合計画では村の目指す姿を5つの柱に挙げましたが、計画どおりに進められたかどうかということでございます。

議員ご承知のとおり、私が就任しました平成19年は、村の財政が行き詰まっておりました。私は、朝日村を朝日村として持続していくために、公約であります「新しい感覚で朝日村をつくろう」を基本理念にしまして、平成23年の2期目からは「個性あふれる生き生きとした力強い村づくり」、「個性」とは朝日村らしさ、「生き生き」とは生涯現役、「力強い」とは災害に強い村を目指して取り組んできました。

施策に当たりましては、塩原議員からは総合計画だけをおっしゃられましたが、私の立場は選挙公約もありますので、1つには選挙公約の実現、2つ目には第5次総合計画の推進、3つ目には平成27年から地方創生に關します総合戦略の推進、この3つの整合を図りまして、さらに私は、村政運営には急を要する重要課題を優先しまして、これらに關係する国・県の動向を把握した事務事業の推進を進めてきたところでございます。しかも、第5次総合計画では、かつてない目すべき指標、目標値を掲げた取り組みをしました。これはかつてないことであります。

そこで、ご質問の、計画どおり進んだかということでございますが、一番の課題は、私はただいま申し上げましたが朝日村を朝日村として持続する、この上に大事なことは、財政の健全化を図ることが大事なことでありまして、しかもこれを行うことができました。村民の皆様は、これによりまして安心して村政運営を任せられることになりました。また、人口減少時代を迎えておりますので、役場庁舎、かたくりの里、保育園等大型投資につきましては、次代に負担を引き継がない、次代へのツケは最小限にして引き継ぐ、この思いを実現できましたことは、議会を初め、村民の皆様のご理解のたまものでございまして、感謝をいたしているところでございます。

なお、総合計画の指標、目標に示してあります数字につきましては、クリアしたもの、届

かななかった項目等がありますが、これらにつきましては今後の見直しの検討材料となるものと捉えております。

加えまして、新しい感覚での朝日村づくりには、まず第一に、私は就任したとき、朝日のこの閉塞した村を改革するためには何が大事か、職員の意識の改革に一番先取り組みました。これによりまして、私の考えを理解していただいた職員のおかげに、私ともども、大きく朝日村を前進することができました。

2つ目に、計画実行に当たって心がけたことはどうかということですが、先ほど申し上げましたように、まず職員の意識改革、そして私が取り組むことによって村民の理解を得る、これが大きなことであります。

それから、3つ目に、村民に対して心がけたことは、具体的には出前村政を積極的に行い、最近は何件も少なくなりましたが、就任した二、三年は非常に多く、出前村政で私は常会を回らせていただきました。そんなことがありますのでご理解をいただきたい、と思っております。

また、地方分権下の村づくりと行政の役割ということですが、まさに先ほど北村議員からも質問ありましたけれども、我が国は、とにかく借金の大きな国であります。本来ならば行き詰まるどころが持っている、大変な話であります。そういう意味で、私どもも全国町村会を通して国に働きかけますのは、地方分権、いわゆる、もっと地方に権限をいただきたい。そのことが今度は、地方において私どもの市町村では、今度は即仕事がどんどん来ますと今の体制ではできない。しかも、先ほど申し上げましたが、税金が少なくなります。そして交付税も少なくなります。その中でどうやっていくかということ、村政の運営を少数精鋭にしてシンクタンクの村づくり、私は職員にはいつも職員研修で職員はシンクタンクになってほしい、そういうことを言っております。これは一番大事なことでありまして、現場のことは現場、地域に任せる、これが私のこれからの朝日村づくりの大きなことだと思っておりますので、その辺で今後の課題になるかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 精力的に、しかもいろいろな状況の中で、しっかり村政を担ったというお言葉を受けとめました。ただ、それを実行するためには、いろいろな制度とか仕組み

とかあると思うんです。その観点でお尋ねいたします。これは総合計画の中に全部載っていることですので。

私は今回のこの質問に当たって、総合計画と基本計画をじっくり見ました。総合計画に掲げた村の目指す姿にするために、先ほど来出ております、大事なものは行財政改革です。このことは村長、今もおっしゃったとおりでございますが、行財政改革について総合計画に次のようにあります。成果を重視した行政運営という項目です。「総合計画や行政改革大綱を着実に推進し、行政評価の活用により成果を重視して、効率・効果的な村政運営を進めます」とあります。また、組織の活性化と人材育成の推進という項目では、「人事評価制度の活用や研修制度の充実を図り、人材育成に取り組みます」とありました。先ほど職員はシンクタンクでなければいけないというお話をされました。行政改革大綱、行政評価、人事評価、いずれも職員がシンクタンクになり得るべき必須項目だと私は思います。それで、ここの総合計画の中にある行政改革大綱、行政評価、人事評価、このことについて、村長どのように認識しておられるのかお伺いいたします。

それから、取り組みをもしされているとしましたら、取り組み状況もお願いいたします。

いずれも、これらは公表することになっております。公表されておられません。その理由をお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 毎回塩原議員は、きしきしといかないと筋が通らない、その理論の議員でございますが、まず行財政改革を、先ほども言いましたが、朝日村を朝日村として持続するために、私が就任した平成19年は完全に村が行き詰まっておりました。それはご承知のとおりだと思います。そこで、私は大改革をいたしました。具体的に申し上げますと……

〔「すみません、私の質問に答えていただきたいです。大綱がありますかということ聞いています」の声あり〕

○村長（中村武雄君） まず聞いてからください。当然しますよ。

〔「議長、私の、答えはありますかということ聞いていますので」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 今それに対するの回答をしております。

○村長（中村武雄君） 回答しております。お聞きください。

まず、行政改革をいたしました。それは何かというと、いいですか、私が就任したときの村の行政改革では、村はもちませんでした、はっきり言って。でありますから、私は大なたを振らせていただきました。具体的に申し上げないとわかりませんから申し上げます。行政、財政は大きく変わりました。それによって、村が立ち直ることができた。現在のこの村になったということ、まずご承知をいただきたい。

そして、今、議員質問の行政改革大綱はありますかということですよ、それですよ。現実的には、それが行政改革大綱という表現はしておりませんが、第5次総合計画へ移っています。それでもいいんです。ただ、表面は行政改革でうたっていますから、塩原議員の、おかしいじゃないかということもありますが、行政改革大綱の中で実施できる項目については、第5次総合計画の中で示して、しかも数字まで示してあります。これをご理解いただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私がお尋ねしたのは、総合計画の中に行政改革大綱を着実に推進すると書いてあるんですね。しかも、総合計画の後期基本計画に、行政改革大綱を新大綱として策定すると書いてあるんです。だから、これは大事なんだろうと、そう思ったんです。

それから、ちなみになんですが、行革の大綱は昭和61年からできている大綱です。そして、しかも、その社会の流れの中で見直しをして、これが総合計画を支える一番大事な柱と受けとめられて、ずっと25年間存在していたんです。なので、それをお尋ねしたんです。ですから、総合計画は総合計画だと私は認識しています。あと、個別計画がそれを支えているんです。支えているものが、行革大綱が第一の筆頭の柱なんです。一番大きな計画です。私はそう認識しております。

それで、さっき村長、もう一つ、今、行革のお話しかなされなかったんですが、行政評価と人事評価です。これはされていますか。これは、実はお尋ねしたことはこういうことです。地方分権の中で国が地方に求めた、地方が地方として持続するための施策の一つだったんです。これ、後のほうで触れるはずだったんですが、人事評価、行政評価、これは今、村が何をどのようにやっていて、どういう目的で、どういう効果があり、それが村民サービスにどういう影響をするか。内部評価、外部評価、それをして村民に公表する。これが地方分権の

中で、平成7年、分権改革はスタートしているんですか、その中で脈々と出てきているんです。それで、朝日村は総合計画を見ましたら、ちゃんと村長就任のときの計画の中に行政評価と人事評価は入っております。そこから10年たっているんです。これは国がなぜそれを進めていたか。それは、地方分権で人材を育成するためです。全て今言っちゃったんですけども、それで今、これは村民に公表しないと、先ほどから北村議員も質問しておりましたが、村民が受けとめるためには、理解するためには、村の現実を知らなきゃいけないです。情報の公開がないと、何もわからないです。それがポイントなんです。そのところのお考えをお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員が執拗に質問しておりますから、これは当然していきます。以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 少し根拠を申し上げます。行政評価です。村に要綱があります。村の例規集の中にあります。朝日村行政評価実施要綱です。平成18年8月策定されております。この中で行政評価について、「村民本位の村政運営と行政の透明性・信頼性の向上を一層高めるために実施する」としてあります。次は人事評価です。平成19年4月施行の条例に公表するとしてあります。恐らくこれは、ほかの自治体も見ました。広報に決算と一緒に出されるものだと思います。朝日村の広報にその存在はないんです。やっている、やっていないという簡単なものなんですね。でも、自治体によっては、きちっとやっております。

人事評価について、けさの新聞に載っていました。松本市、この12月に部課長実施、来年度、全職員を対象として評価に結果に基づいて実行すると。これは平成28年の地方公務員の給与法の改正に伴って、義務と書いてありました、実行が。これは職員のモチベーションが上がるんです。職員のモチベーションが上がるということは、村民サービスに還元される、とても大事なことだと私は思います。ぜひ実行してください。

そういうことございまして、とりあえず行革大綱の関係につきましては、先ほど申し上げたとおりです。総合計画とは全く違う、総合計画を支える太い柱です。それで、昭和61年

からできて、第3次大綱が平成18年にできています。これは当時、地方分権の中で合併が大変なときで朝日村が自立した、そのときに、これは国も大変だったんです、財政状況が。交付税来なかったですよ、そのころ。三位一体の改革とかいろいろと吹いていて、それで必要になり、3次大綱として誕生しているんです。その大綱は、平成18年から5年間ですから23年で終わっているんですね。そういうものです。

では、分権型社会、きょうの一番私のテーマとしている村づくりのあり方のことです。先ほど北村議員から質問がありました。地域の絆支援、実は、分権の関係につきましては、法律の整備で平成7年からスタートしています。それで、今、分権については、国と地方を対等・協調という、それまでの上下・主従の関係から、対等・協調という形に変えたのが、この地方分権改革です。これは明治維新、戦後の改革、それに次ぐ第三の改革と言われるほどの大変革なんですね。地方分権法の改正によって、各自治体は事業仕分けによって自分のことは自分でやらなきゃいけなくなっちゃったんですね。そのためにどうするか。国が主導で分権改革を、国主導ですよ。国が主導にやらないと地方ができないから、だからいろいろなメニューをたしか出してきているはずですよ。これは総務省のホームページを見ればわかるんです。いろいろな有識者会議だとか全国知事会だとか、そういったところに全部地方をどうすべきかということを知っているんですね。そこからの提言をもらいながら、地方では地方としてやってくれと言って改革をしてきたんです。

大事なのは、国の動きは第一次改革と第二次改革に分かれているんです。第一次改革は、平成17年あたりまでです。平成18年から第二次改革がスタートしています。これは国の事務、県の事務、それが全部市町村に流れてきている。これはそちらに座っていらっしゃる課長たちがご存じだと思います。大変なことだと思います。それまでは国の言うことを聞いて、県の言うことを聞いてやっていけばよかったんですが、全部条例も自分たちでやりなさい、解釈して運用しなさい、そういう時代になって、17年過ぎは、この間、有識者会議の報告があったんですが、今は次のステージは大体基盤整備は終わっていると、地方にあっては。だから、次のステージに移っている。何かというと、それは地方からの提言を聞くというステージに変わってきているんですね。ご存じだと思います、多分事務方は。

それで、平成19年、村政スタートです。その間、国が実は地方に求めた報告書があります。これはちょうど分権改革スタートから7年目経過した中間あたりの報告です。地方分権を進めるために国が求めたのは地方自治の強化でした。具体的には、住民みずからが地域の自治組織を積極的に構成し、その担い手となり、積極的に活動するように支援しなさいと。そ

して、こうした住民参加の促進を求めることは、住民と行政の協働を進めるために重要だとしております。このことを、つまり住民自治の確立、協働の姿、これは国はできたのみなしにしているんです。朝日村は、先ほどの村長の答弁でいきますと、これからやっていかなきゃいけない課題だと言っていますが、国はこの14年間の中で、地方はこれが確立されていると。だから、地方からの提案というステージに変わっている、そういう見方をしております。実は村長に、村民との役割分担、これ、地方分権はまさにそこですので、役割分担、住民自治の確立、村民との協働、このことについて村長の見解を求めるところだったんですが、これはこれからスタートしなきゃいけないというお話、先ほどの答弁でありましたので、今はうちの村はそのステージではないという認識をいたしましたので、結構でございます。

それで、住民協働ということですが、実は村長就任した平成19年の後、行財政改革プランをつくっています。私はそれを見ました。今ホームページにアップされています。その中に、住民と村との仕事の役割を分ける、住民自治を活発化させるということが書いてあるんですね。毎年行革プランの中では見直しをしているんですが、その項目はずっと検討検討だけで先送りになっているんです。ちゃんと書いてあるんです。村長は多分ご記憶にあるかと思いますが、進めるように柱になっていました。

ということは、もともとあるんだろうなと思ひまして、私、第3次大綱を見ました。第3次大綱には住民協働が柱になっていました。その第3次大綱の基本姿勢の本文がありますので、読みます。「行政主導のシステムを見直し、情報公開と説明責任の遂行を前提に、村民が求めるサービスの対応と村民の総意と活力を生かした村民参加型の行政システムへの整備を進めます。村民と行政が一体となり、ともに役割を担い、ともに責任を負い、ともに村づくりを行う協働の村政を目指します」、これが第3次大綱の柱でした。恐らく平成19年、村長就任以来、そのことは多分お認めになり、行革プランの中に位置づけたんだと私は推測します。

それで、この中にある「村民参加型の行政システムの整備」という文言です。この言葉から、開村130年の記念誌を見ました。そうしましたら、朝日村住民協働指針策定（平成18年3月）とありました。今、多分大事な指針だと思うんです。朝日村住民協働指針、これは今ありますか。お尋ねします、村長です。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 塩原議員のご質問でございますけれども、先ほどの

関連の質問にもお答えさせていただいてもよろしいですか。

[「はい」の声あり]

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） まず、地方行革大綱でございますけれども、これにつきましては、1985年1月に地方行革大綱が策定されまして、地方行革の推進に関する方針が示されたものでございます。この大綱につきましては、自主的に策定すべきということが明記されておまして、策定につきましては自主的に策定しているものでございます。

朝日村の行政改革につきましては、大綱も策定はしてきておりますけれども、主に取り組んできました内容につきましては、やはり平成15年の自立計画ですね。市町村合併の中で自立計画というものを策定しまして、そこから平成16年から5年間、行政改革ということで取り組んできております。その中では、針尾保育園の廃止だとか歯科医師住宅の売却、人件費の削減、繰上償還、700の事業に及ぶ全ての事業の見直しということをやって行政改革に取り組んできております。その後でございますけれども、平成19年には村長就任の後、行財政改革プラン策定しまして、行革にはずっと取り組んできております。どちらかといえば、国より先に地方のほうが行革に取り組んだということもございまして、平成19年に取り組みました行財政改革プランの中では、まず公共施設の管理の見直しということで、各種施設の売却、指定管理への移行、ふるさとの味体験館の売却、スキー場近隣の周辺施設の指定管理への移行、朝日村有線テレビのネット事業の民営化、下水道の農業集落排水の統合なんかもやってきております。当然人件費の削減、繰上償還、また、歳出削減としまして賃借料の減額なんかにも取り組んでいます。また、歳入確保ということで、カンロさんの誘致、西洗馬工業団地の売却、そういったこと、大綱は定めていなかったかもしれませんが、そういった形で朝日村自立計画、行財政改革プランで徹底的に取り組んできたことは事実でございますので、お願いしたいと思います。そういったことで、実質公債費比率も下がりましたし、当時7億円しかなかった基金も30億にまでなりました、後年度に負担を残さずに新庁舎も建てられた、それも行革の成果だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、人事評価と行政評価の関係ですけれども、まず行政評価につきましては、自立計画のときから、先ほども言いました全ての700事業に及ぶ事業でございますけれども、その見直しを財政計画の策定ということで毎年取り組んでおります。外部評価までやっていないのが課題でございますけれども、内部的には700の事業を毎年評価をしてございます。今後10年間の財政計画の見直しというものを立てておまして、多分よその市町村では、事業を一つずつ積み上げた財政計画というのは立てていないと思いますけれども、朝日村についまし

ては、全ての事業を積み上げた形で財政計画を立てております。その過程で、いろいろな事業の評価ということは行っておりますので、お願いしたいと思っております。一応それにつきまして、課長補佐以上で内部で組織をつくって取り組んでおりますのでお願いしたいと思っております。

続きまして、人事評価の関係でございますけれども、人事評価につきましては、現在評価シート、能力評価と業務の評価と2種類に分けて今評価を行っております。現在、評価しているシートが、国で示されたシートを使って現在取り組んでいるんですけれども、使いづらい部分がございます、実は新年度に改めて評価シートの見直しをさせていただく予定でおります。それで、地方公務員法では給与と昇任・昇格にその評価をつなげなければいけないことになっておりますので、それにつきましては、来年度、新しい評価シートの策定と運用を見直しさせていただきまして、その結果、平成32年4月から、うちのほうは適用させたいということで、県のほうにも回答させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 課長の説明はわかりました。

ただ、行政評価です。これは、よその自治体のホームページを見ていただきたいです。どのようにアップしているか。本当に細かいこと、つまり総合計画、基本計画、実施計画、それに伴う事務事業全て、それを体系的にきちっとあらわしています。それは、その市の魅力にも見えるんですね、本当に。先ほどホームページのお話ありましたが、私も今回、情報は全部ホームページでとっておりますが、行政がホームページで出す情報、それは行政の内部の情報、今回の行政評価、まさにそうですから、それを全部出すと村民が見えるんです。どういう目的で、狙いは何で、今、行政側はこれをどう評価しているか。外部評価はまだうちはできていないですけれども、行政側の評価まで入れたものを公表すること、これが行政評価なんです。地方分権の中において、国がそれを進めるための一つの手法で、やりなさいと言ってきたはずです。その中の一つです、これは。またぜひご検討して、早いところ村民に公表するように努めてください。

それで、地方分権です。先ほどちょっとあれしましたが、触れましたけれども、私、今回このテーマになったときに、我が村を今どうなっているんだろうなと思いました。それで、

結局これは住民協働が全てであると。そのことによって住民の満足度が上がる、それが住民、地方分権のその中にある村の姿ということだと解釈しました。

自立するとは何かということですが、みずからの責任で全てをやる。行政は村民生活と直接係る村民サービスのために仕事しておりますので、今、情報が出ていませんから、村民は村に任せておけばいいわと。村がしっかりやってくれているからいいわと。みんなそういう感度です。地方分権における村の姿はお任せでいいのか、はっきり言ってそこです。したがって、これから、そういったいろいろな情報を出していく、これを進めるのには国が地方にやったように行政主導で村の改革を進めていかなければいけない。先ほど絆支援の話がありましたが、制度設計をしなければいけない。そして、住民の住民力を高めていく、そういうことをしていかなければいけないと私は思いますが、その考え方、行政主導で村の村民と住民の役割、そのところは制度設計がないと、村民は方向が見えません、わかりません。これから一からのスタートだと思いますが、その考え方をお願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 塩原議員ご質問の地方分権の関係でございますけれども、これにつきましては、住民の皆さんの意見をということでございますけれども、これまでも村民の皆様にかかわる大きな事業につきましては、村民の皆様からのご意見をいただきまして、事業のほうには反映をさせてきております。具体的には、庁舎建設、公共交通、また、これまで行いましたAYTの民営化等につきましては、地域に出向きまして住民説明会等実施をしております。それと、各種審議会で個別の課題につきましては観光レクリエーションとか有線テレビの運営、健康村の運営、そういったものにつきましては、それぞれの審議会のほうで住民の皆様の見解をいただいているところでございます。

それと各種計画につきましては、当然のことながらパブリックコメントを行いまして、計画の策定前に住民の皆様の見解をお聞きしているものでございます。また、墓地公園、公共交通の見直しにつきましては、アンケート等行いまして、そういった皆さんの意見を聞いているところでございますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

あと、行政評価につきましては、議員からお話ございましたので、今後外部評価も含めた中で検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった形で、全然行政やっていたということではなくて、そういった住民説明会からアンケート調査、そういったこと

もやってきているものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、民意の政策への反映的なものは、地方分権になりまして議員の皆様の責務というのも大きくなっていると思ひますので、当然住民の多様な意見を集約して、合意形成に至る責務というのは議会の皆様にもあると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、私、これでまとめに入りたいと思ひます。

今の総務課長のおっしゃるとおりだと思います。地方分権下においては、行政はどうする、議会はどうする、村民はどうする、地域はどうする、これが全てですね。私もそれはよくわかっています。

それで、これまで計画があったけれども、大綱をつくると言ったけれどもつくれなくなっちゃった、行革プランもつくったんですが、平成24年に終わっています。これまで行革プラン、大綱もない中で行政は進んでいます。ことしは主要事業で行革プランをつくるとは言っておりましたが、後半の後期基本計画の中、行革プランがないんです。ない中で、村づくりが行われてきたんです。これはどうなんだろうかねって思うんです。

それで、計画について、行政は計画行政である、これに尽きるんだと思ひます。それぞれの個々の計画が総合計画においてどのように位置づいているのか、その計画が機能しているのかどうか、そういったことをチェックして、見直ししなきゃいけないものは見直しをし、それを村民に公表していく、そういうことをすれば、より透明性の高い村になるのではないかなと思ひました。

それから、これ、最後に紹介したいと思ひます。今、課長のほうからお話ありました。出前村政やっています、会議をやっています、そういうことじゃないんですね、村の分権は。これを聞いてください。昨年7月、全国知事会の地方分権研究会が出した報告書があります。今後、中長期的に見た地方の目指すべき方向ということがこの中に書いてあります。読みます。「今後、行政資源の拡大や維持すら厳しい中、地方自治体が住民にとって必要不可欠なサービスを提供していくためには、あらゆるリソース——これは資源、財源、資産——を可能な限り有効活用していくことが求められ、それには、あらゆる事務事業をフルセットで執行するのではなく、地域住民、企業、NPO、ボランティア、地域運営組織など、あらゆる主体と連携・協働し、地域の公共空間をみんなで支え合い、創造していく、こういう覚悟と

実践が必須となる時代を迎えている。これからの地方公共団体は、単なる行政サービスの提供主体としての役割にとどまるのではなく、地域住民を初めとする関係者と協議を積み重ねながら、サービスの取捨選択、負担の分かち合いに関する関係者間の合意をつくり上げていく役割が行政に求められる」と。これ、昨年の全国知事会です。今現在、地方分権開始から23年になります。こうした中、今の朝日村の実情をみんなで現状をまず知る。これからどうするのが最もベストなのかどうか、それだと思います。それぞれの立場の人がその役割を責任を持って真剣に取り組む必要性を感じます。

これは課題提起として質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） 次に、10番、林 邦宏議員。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私は3問について質問させていただきます。

1問目は、観光協会の事業報告を。

観光協会が誕生し、満1歳となりました。初年度の目指す事業は、村の自然豊かな資源を活用した滞在型体験プログラムの構築と試行と伺っておりますが、事業実績と今後の事業内容をお尋ねいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、林議員ご質問の観光協会の事業報告についてお答えさせていただきます。

観光協会事業実績等につきましては、先ほど小林議員のご質問にもお答えさせていただきましたので、今後観光協会で行き組む事業について少しお答えをさせていただければと思います。

観光協会では、地方創生交付金事業により、滞在型体験プログラムの開発としてテストマーケティングを行ってきました。そこで、今後につきましては、全員協議会でご説明をいたしました農山漁村振興交付金、農泊推進対策事業として、これまでテストマーケティングで取り組んできましたプログラムをブラッシュアップして、継続した販売できる商品として開発していく計画でございます。

また、訪れた方々が宿泊等をした際の食事の提供として、食レシピのメニューの開発を主な計画としております。具体的には、体験プログラムとして、農業、木工、夜のアウトドア、森林ウォーキングといったウェルネス、染め物体験の5項目を中心に商品開発を行い、食レシピについては、既存の村内で飲食業を営む方々から、コテージやゲストハウスの宿泊客へ提供できるメニューの開発でございます。先ほど中村村長の答弁にもございましたが、いずれの事業につきましても、商工会、JA、個人事業者、村民の皆様からご参加いただくことが継続した事業になると捉えておりますので、積極的に関係協会に参加をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 観光協会は、自然体験の推進協議会の事務局を担っていくというふうに私どもは伺っておりますけれども、協議会はことしの4月からどのぐらいこれに対しては開催されて、具体的にどのような形の、例えば今年度の計画を伺った範囲では、食レシピを例えば6品つくるだとか、体験プログラムを5品ぐらい開発するとか、そういうことで30年度はそういう計画が載っていますけれども、その辺の進捗状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの林議員のご質問の観光協会が主体となって行います。これ、全員協議会のところでご説明させていただいた内容かと思っておりますけれども、朝日村自然体験推進協議会、これは先ほどお話ししました農泊推進事業を取り組むに当たって、母体となる推進協議会ということで国のほうへ申請している協議会でございます、この協

議会につきましては、農泊事業が採択になってからでないとならないものでしたので、11月に国のほうからこの事業認可になってきたということで、今、少しずつではありますが、先ほどお話しした食レシピの関係については、飲食をされている事業者の方と打ち合わせを行うことも始めておりますし、具体的にはこれからが事業の実施となります。全員協議会の際も、期間的に短いんじゃないかとかご意見をいただいておりますので、そこについては3月年度末までにやれるように、今、観光協会、村でも努力しているところでございますので、具体的な事業についてはこれからが主な取り組みとなりますのでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 観光協会が設立したとき、もろもろのプログラムをつくり、なおかつ、それを試行するという文言が載っていたんですけれども、試行についてはどうなんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 観光協会が行います試行事業については、先ほどから申し上げているとおり、テストマーケティングということで行っているということで、自然観察ツアーとか木工体験とか、そんなようなことを実施しております、ことし、これからも体験プログラムとして、農業だったり木工、森林ウォーキング、染め物体験という形で5項目あるという形でお話をしましたが、そういう形で試行的に今行っているということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 試行の内容を、今、課長からお聞きになりましたけれども、私が観光関係の当村のホームページを拝見する範囲では、それがぴっとこないんですよ。しっかり

と把握できないというのが現状なんです。それで、観光協会の活性化を図るためには、私の思っているのは、フェイスブック等を有効活用して、それで情報発信をして、そうすると、もろもろの仲間とか友人とか、もろもろのネットが広がって、それが携帯、スマートフォン、もろもろでアクセスすることができて、より情報の把握が的確になり、そして観光協会の活性化が期待できるんじゃないかなということで、ぜひ日々更新できるような人材の育成をして、そういう対応をしていただきたいなと思うんですけども、その辺はどのようなお考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 情報発信等に対する人材育成についてでございますが、先ほど小林議員のご質問の際にもお話をさせていただきましたが、現在、体験プログラムを実施するに当たり、参加者の募集とか、そういうものについてはマスコミ報道等も行う中で、フェイスブックでも実施しております。ただ、そこには課題があるということでお話をさせていただきましたが、課題がありますので、今後につきましては関係する観光協会の役員の皆さんや指定管理者等と検討する中で、その辺についても内容の見直しを検討していくということで答弁をさせていただきましたので、そんな形で今後実施していきたいと思っておりますのでお願いしたいと思います。

です。人的には観光協会の職員だったり、あと指定管理者がホームページの更新を行うなどして情報発信をしていくということで考えておりますので、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） ぜひ情報発信をジャストタイミングでやれるような形をとって、それによって、それぞれのネットができるんじゃないかなと思いますから、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

以上をもって、この質問は終了いたします。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 2問目ですけれども、松本山雅ホームタウンへの参入を。

松本山雅FCはJ2で初優勝を飾り、4年ぶりにJ1に自動昇格を遂げ、長野県民に感動と夢と希望を与えてくださり、新年度はホームスタジアム・サンプロアルウィン球技場での試合は、大勢のサポーターが駆けつけることでしょう。

J1リーグでは、首都圏の川崎フロンターレ、浦和レッズ、FC東京、横浜Fマリノス、湘南ベルマーレ、鹿島アントラーズの6チーム、東海圏では清水エスパルス、ジュビロ磐田の2チーム、中京圏では名古屋グランパス、関西圏ではセレッソ大阪、ガンバ大阪、ヴィッセル神戸の3チーム、サンフレッチェ広島、九州ではサガン鳥栖、大分トリニータの2チーム、ベガルタ仙台、北海道コンサドーレ札幌、松本山雅FCの18チームです。南は佐賀県から北は北海道までの17チームが来松して、サンプロアルウィン球技場で17試合が展開されます。松本平では、目下4市1町2村（大町市、池田町、安曇野市、生坂村、松本市、山形村、塩尻市）がホームタウンとなり活動を展開し、地域の人々に夢と希望を提供しております。

当村でもホームタウンになり、球技場でのホームタウンデーの当村のPRは、観光協会の飛躍の糧となり、交流人口の増加や宿泊施設の利用度の向上につながると思います。また、山雅選手の巡回指導などで、未来ある園児や児童夢や希望を与え、人づくりに貢献できると考えます。ぜひ波及効果が各分野に期待できるこの提案を認知くださるようお願いいたします。村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の松本山雅FCホームタウンにということでございます。

ホームタウンにということは、基本的には松本市がホームタウンだと私は理解しています。そこで、まずは、ことし松本山雅FCがJ2で優勝されましたことに、まずお祝い申し上げたいと思います。また、来季はJ1に上がりますから、これもぜひ期待をしているところでございます。

そこで、林議員の質問であります、先ほど申し上げましたように、隣が入っているから入ったらどうだということですが、ホームタウンに入らなくても、サポーターの皆さんが参加して十分できるわけでありまして、そこで、ホームタウンになるには、最近の話は聞いていませんが、当初は村は300万円の株を持ってほしいということでありました。一スポーツ団

体に株を持つということは、これはオンブズマンに指摘されますと大変な話題になります。でありますし、税金をそちらに投資することは賛否両論がありますので、極めて前回も慎重に対応しなきゃいけない、そういう発言をした覚えがあります。

そこで、今、林議員の質問の中に、山雅のチームが松本のサッカー場でされたときに、ホームタウンではありますが、ここには今参加している皆さんがそれぞれPRするわけでありまして、そこに参加できないその寂しさはあると思いますが、そして、いま一つはPRができない。PRができないということは、確かにそれはそういうところでPRするというところは一つの手段だと思っています。いま一つ、未来のある子供たちのために指導してもらうことは、それはホームタウン、いわゆる株を持たなくても十分できます。彼らはプロでありますから、そんなこと抜きにスポーツマンシップにのっていけば、朝日から頼めば十分コーチも来ていただけます。こういうのが、まさにプロのスポーツマンであります。そういうことがありますので、この考え方は非常に難しい話でありますから、私は大勢に乗って、おおというわけにはいかない。これは前回と同じであります。

でありますので、少なくとも、そういう意味では、今、林議員がご指摘いただきます朝日村のPRができないよ、いわゆる応援に来るよそのチームのサポーターの皆さんの宿泊場所に朝日村ができないよ、それはありません。十分それは工夫によってできるわけありますから、コテージ等は安く泊まれますので、それはPRの仕方一つであります。でありますから、私としましては、むしろ村民の賛否両論あるのを、これは私の権限だけでいくものではない、そういうように思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、村長の答弁に、当然村民には賛否両論があると思います。でも、既に先ほどの観光協会ができて1年がたっていますけれども、J2のとき、ここへ訪れたサポーターがいるのかどうなのか、その辺が把握されているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員のご質問の山雅のサポーターの皆さんが朝日村に来て宿泊しているかどうかというご質問ですけれども、具体的にサポーターの皆さんを把握しているわけではございませんので、どのくらいの方が、サポーターとして来た方が朝日村で宿泊しているかということまではチェックができておりませんのでいけないですけれども、いずれにしても、先ほどもお話ししましたが、今後情報発信については指定管理者、観光協会の役員等とも打ち合わせ、相談しながら、情報発信のほうは検討してまいりますので、そこで山雅のサポーターに来ていただいた方が朝日村のコテージ使ったりゲストハウス使ったりできるような形では情報発信を考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしても、せっかく九州から北海道まで、そういうサポートたちが見えて、それで対応する。非常にいい機会じゃないかなと私は思っております。特に東京圏、こちらに関しては、鹿島アントラーズは別としましても、あの周辺には5チームありますし、そういう面では、ぜひ宿泊施設の紹介・あっせん、そういう場がうまくとればいいんですけれども、こういう場でないと、今の情報発信のレベルでは、多分うまくいっていないんじゃないかと。だから、それがうまくつながるように、当然檜山スノーテックさんとか、もろもろの指定管理者はそれなりの努力はするだろうと思っておりますけれども、何せ昨年の宿泊施設のコテージの利用状況を見ると1,200人足らずで、年間1,200人という、1棟に換算すると120人ですね。そうすると、1カ月、各棟に10人ぐらいの宿泊しかないというようなレベルで、それがせっかく1棟約2,600万ぐらい投じたコテージが本当に宝の持ち腐れになっていると。そういう実態が、私はしているものですから、何とかそれをそういう場でちゃんとアピールでき、そして利用していただく。そしてまた、その方たちがこちらに来て、それが口コミなり何なりで拡大していけば、それなりきの対応ができていくんじゃないかなというふうなことで、いずれにしても、これに対してはこれ以上言っても、また話があればいいものですから、本来だったら来年は元号も新しくなりますし、本当ならば8番目のホームタウンで投資額は300万円ぐらいだと思いますけれども、費用対効果等を広い分野で考えますと、それは投資効果は期待できるんじゃないかなと、そう思っておりますけれども、今そういう気持ちがないというふうに伺っているものですから、この質問は以上で終

わりとします。

○議長（清沢正毅君） 林議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。
林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 3問目の質問なんですけれども、幼児教育の無償化に当たって。

政府は2019年10月消費税率2%を上げ、その財源の一部を幼児教育（3歳児から5歳児まで）無償化に充てるとしています。長野県下77市町村では、既に5村が幼児教育の無償化を実施しており、当村は先見的な施策として評価されており、子育て支援村であると認知されております。しかし、幼児教育の無償化が遂行された際、村外の保育園と比較するとき、朝日保育園のセールスポイントは何かと問われると、園舎が木造建築で新しい、未満児保育室の地中熱利用の空調設備、地産地消の自園給食の提供などが即答できる事柄で、幼児教育に関する内容は浮かんでまいりません。

そこで、お尋ねいたします。

1としまして、保育園のセキュリティー対応を万全に。

現状では、園舎に自由に入出入りが可能で、最低限の安全措置は必要ではないでしょうか。

2番目としまして、正規の男性保育士さんの採用。

保育ニーズへの対応、運動能力の向上を目指す。

3番目としまして、病後児保育の実施。

病気は治っているけれども、集団保育には心配というとき。

4番目としまして、山形保育園との相互体験保育。

園児らが保育環境の変化にも対処でき、コミュニケーションの向上を目指します。

5番目につきまして、園庭の芝生化。

園児らが、みずから保育室から素足で芝遊びや運動ができる園庭の敷設。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、林議員の幼児教育の無償化に当たっての5項目のご質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の保育園のセキュリティー対応を万全にでございますが、ただいま園舎は自由

に出入りできるわけではなく、全てフェンスで囲んでございます。防犯カメラは事務所内に1台設置してございます。園外保育やお昼寝中には、クラスの玄関を施錠し、安全対策を講じているものでございます。さらに、万一の不審者が園舎内に侵入してくる場合も想定し、各ドアや窓を施錠すれば侵入を防ぐことができる対策は万全でございます。また、刺股も設置してございます。さらに、保育室の安全に対する研修を実施し、不審者対応の訓練も行っておりますのでご理解願います。

今後は、施錠中でも必要に応じて無線で来園者と会話できるインターホンの設置を今年度既に設置予定でございます。それに伴いまして施錠に努めてまいる所存でございます。また、侵入者等の抑止のために防犯カメラの設置につきましても、今後安全対策として検討してまいりますので、ご理解願います。

続きまして、2つ目の正規の男性保育士の採用についてでございます。

職員につきましても、全庁的な視点で採用しており、男女共同参画社会におきまして男性を優先して採用することは考えられません。また、職員採用にあつては、先ほど塩原議員の答弁の中で村長が、少数精鋭によるというふうにおっしゃっていましたが、最少の経費で最大の効果を上げる必要性から、男女を問わず、保育士としての専門的知識と技術及び判断を持ち、子供の保護者に対する保育に関する指導ができる職員を確保することが重要であると捉えております。先ほど申し上げましたが、正規職員の採用は全庁的な視点での採用でございます。財政面等考慮する必要があるでございますので、今後、職員採用の担当課と相談しながら検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、運動能力を高める観点という部分につきましても、幼少時、体育指導員である方に定期的に子供の指導をいただいておりますので、引き続き検証しそして研究してまいります。

続きまして、3つ目の病後児保育の実施についてでございます。

働く保護者の皆様が、子供が病気でも安心して働くことができる病後児保育についての必要性は、我々も認識してございます。病後児保育を実施するには、担当する保育士、また、看護師の配置や場所を検討する必要性がございます。ですので、現時点の保育園での受け入れは難しいと捉えてございます。平成27年度に策定いたしました朝日村子ども・子育て支援計画が平成31年度に終了します。そこで、第2期計画作成のために、利用希望把握調査、これはニーズ調査でございますが、こちらを30年度に実施する予定でございます。そのニーズ結果等を踏まえて計画的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4つ目の山形保育園との相互体験保育についてでございます。

現在、園児数は130名前後おりまして、130の個性が毎日かかわり合って持っており、縦割り給食、異年齢での遊び、散歩などを通して、園全体で子供同士のかかわりを取り組んでいるところでございます。さらに、毎年保育士が保育の質を高めるため、昨年度は「つながる・広がる・大きな輪」、サブテーマで「知らない子なんて、もういないよ」、今年度は、食育を中心に、「体を動かして遊ぶ」「おなかですく経験」「畑で野菜づくり」など、園の研究テーマを取り決めて取り組んでおりますし、当然国の保育指針にのっとり保育をしてございます。また、小学校の児童との交流、朝日銭太鼓の皆さんによる銭太鼓、おしめ山や鎖川での自然体験、図書館や美術館での体験、また、今年度より小学校ALTのエドウィン先生が保育園に来ましての英語遊び等々、園児はさまざまな体験をし、常に交流のきっかけとなる環境を整えていけるように職員間で連携をとっており、日常生活の中でコミュニケーションの力は十分ついてきていると捉えてございます。園児同士の交流につきましては、他園の交流につきましては現在考えてございませんので、お願いいたします。

続きまして、5番目の園庭の芝生でございます。

芝生化につきましては、平成26年議会一般質問におきまして村長が答弁で、朝日村に芝生は必要ではない。芝生化により芝生の異物の除去や芝生の管理は極めて大変なことであり、足の裏で地球の鼓動を聞くことは身体にとって大切なこと、保育士自身が芝生の必要性を感じていないという答弁をさせていただいております。あえて体全体で土を使って遊ぶ体験ができるよう、現在保育園では畑に土を入れ、泥遊びができる場を設置してございます。そのような観点からも、現時点では保育園におきまして芝生化は考えてございませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、非常に多くのご質問をいただいた中で、村では、国が来年10月より予定する幼児教育・保育の無償化に先駆けて、平成24年より3から5歳児の保育料を無償化し、少子化対策、子育て支援の充実策として、子育て世帯の財政支援に取り組んでまいりました。国からは、まだ具体的な説明がなされておられませんので詳細はわかりませんが、議員ご指摘の内容も含め、保育園を利用する世帯の希望・ニーズをしっかりと捉え、魅力ある保育を実施する必要があると考えてございます。先ほど申し上げましたとおり、子ども・子育てに関する利用希望調査を今年度実施いたしますので、そのニーズ結果をしっかりと踏まえた中で計画的に取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） まず、来年の10月から、2019年になると思いますけれども、それぞれの市町村なりに財政給付が出ると思うんですけれども、これについては、2019年、2020年については算出したことはございますか。算出したなら、その数字を教えてくださいなと思いますけれども。

○議長（清沢正毅君） 清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、2問目の林議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、国の内容については詳細来ていませんので、まだしっかり把握できてございませんが、平成24年から始めましたときの保育料の額なんですけど、そのときに無償化したときに、約2,000万の保育料が、財政措置をしているということで村のほうは無償化をいたしました。所得等も変わっておりますので、実際の大きな数字は、細かな数字はわかりませんが、大体2,000万くらいあたりの、そういった数字のものが無償化ということで理解しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 無償化の給付に関しては、国が2分の1、県が4分の1、担当市町村が4分の1と、そんなことで、基本的には総額というか、該当する75%ぐらいの、要するに財源が給付されるんじゃないかなというふうに想定されます。給付財源は、全額保育園の保育事業もしくはその周辺の整備とかもろもろに充当するというような施策をされているのかなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） 続いて的林議員のご質問にお答えいたしますが、先ほど申しましたとおり、報道等で国の方向性が少しずつ見えてきておりますが、そういった財源につきまして、現在保育園につきましては交付税の中で算定されておりますので、それは活用しまし

て保育に必要な部分に補填させていただいているというところでございます。

今後、そういった部分につきましては、保育料につきましても給食費が含まれているとかということもございまして、一体どういうような収入の体系を今後とるのかということは、また検討の余地もございますし、また、今後どういったふうになるかはまだ不明でございますので、そういったものがしっかり明確になりましたら、しっかりと検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしましても、財源が朝日は当然先行しているわけですが、そういう中で、保育のための給付金というふうに捉えた場合、今後、保育行政の充実に全額充当していただくことを切に望みたいと思います。

そういう意味では、病後児保育というのは、病後保育のそういう保育室をつくり、看護師と保育士がいれば対応できますから、私、個人的に考えるならば、今の朝日保育園は多分状況は無理じゃないかなと思います。だから、例えばわくわく館の一角をうまく対応するとか、そういう形で、ぜひ、核家族が進行している家庭では、これが非常に要望されております。特に新興住宅のところは、ほとんどそういう方たちが多いものですから、病気で病児のときに会社なり何なりを休んで対応し、病後保育になって、出したいんだけども出せない。すると、病後保育のお世話にならなきゃいけないというような事象が出ていると思います。だから、そういう意味で、財源はそういうことで確保できるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺を積極的に対応して、朝日村に移住され、子育ての熱心な行政だというような形を、より体験、体感できるような施策をぜひやっていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（清沢正毅君） 清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） 引き続きまして、林議員のご質問にお答えいたします。

病後児保育につきましては、先ほど国の状況がわからないと申し上げましたが、病後児保育につきましては、既に国のほうの補助もございますので、そんな点を踏まえながら検討の余地はございます。ただし、先ほど申しましたが、病児保育につきましては、非常に専門的

でございますし、当然村ではなかなか受け入れることができない部分もございますので、大きな市あたりは、大きな病院があるところと業務委託をしてやっているところもございます。そんなところは大きなところがございますのでできるという部分がございますので、病後児保育につきましては、小さなところでもやっているところございますので、その参考例を確認させていただくとともに、本当にニーズがあるのかどうかということを決回のアンケートでしっかりとらせていただいて、じゃ、朝日村に合ったのはどういうものかという部分を、場所も含めたり人であったりということも含めて検討いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 病後児保育に関しましては、お隣の山形村さんも7月からこの保育を開始していますし、それなりきの評価というのか、好評を得ているということで、そういう立場に立たされた父兄というのか、保護者の方は、それを望んでいると思います。そんなことで、病児保育でなくて病後児ですから、それなりきの対応ができ、それ相応の能力を持っている看護師さんであったり保育士さんであれば対応は可能じゃなかろうかなど、そのように思いますから、その辺は前向きな姿勢でぜひ対応していただくことをお願いしたいと思います。

それから、あと先ほどの芝生の件に関しては、それは朝日村には適さないと、そういうような形で対応していますけれども、それ相応の、朝日村の子供らは、松本市とかそういうところでも、山の子保育園という自然の中での保育というようなこともそれなりきに取り組んでいて、松本市の場合は9園ほどそういう保育園があって対応していて、それなりきに好評を博していると。朝日は自然豊かで、もろもろの条件が整っているんだけど、例えば園舎にはそういうものが設置されていない、もしくはないというようなことで、保育用具とか、年長組になったりなんかすると、木登りとかそういうことがしたくなる。そういうところにチャレンジしたいというような形で、そういうようなこともありますから、その辺も樹木の植栽とかもろもろ考慮されて、給付された財源を有効活用して、内容の整った、そういう保育園にぜひしていただきたいなど。これは私の要望ですし、そんな思いでこの質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

それでは、昼食の時間になりましたので、これから昼食に入りたいと思います。

午後の開始は1時15分開始ということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時15分

○議長（清沢正毅君） 定刻の時間となりましたので、一般質問、午後の部を開始したいと思います。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） それでは、順に行いたいと思います。

1番、高橋廣美議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は、今回2問質問をさせていただきます。

まず、1問目であります。

朝日村における林業活性化事業についてであります。

村産材をふんだんに使った役場庁舎も完成し、森林資源を有効活用した実績を内外に大きくアピールでき、その結果が、このたびの木材利用優良施設コンクールにおいて林野庁長官賞をいただくことにつながりました。大変喜ばしいことだと思います。このようなことは一朝一夕にできることではありません。緑の分権改革に始まり、地方創生交付金事業等、紆余曲折があつてこの庁舎につながつたと思います。

さて、当然ながら、木造庁舎建設が朝日村の林業活性化の終着点ではありません。まさに、これを契機に地に足をつけた本来の林業活性化が望まれます。そこで、現在進行中、または将来にわたつて朝日村の林業を考えたとき、どのような展望が開かれるか、その可能性をお

聞きしたいと思います。

次の点を中心にお答えいただきたいと思います。

まず、塩尻市・筑北村・朝日村三市村の木質バイオマス循環自立創生事業における当村の森林活用可能性調査の結果についてです。

次に、木質資源循環推進検討委員会での進捗状況、特に雇用創出を図るための実施計画を含めてお答えをいただきたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、高橋議員ご質問の林業活性化事業についてお答えさせていただきます。

高橋議員ご質問にもありました地方創生交付金事業につきましては、ご案内のとおり、平成27年度から木質バイオマス循環自立創生事業として取り組んでおり、林業関係者を中心とした木質資源循環利用検討委員会を立ち上げ、木材利用の方向性について検討を行ってきております。

これまでの検討調査結果として、平成29年度に行った調査の一端を申し上げます。村内の調査として住民アンケートを行った結果、木材利用やカラマツへの関心のある方はおり、地域材活用への提案や情報発信を求める声がありました。また、村内での木材利用が見込まれるかとしての調査項目では、住宅の新築着工数は年間一、二棟、新築予定、改築予定は回答者の40%の203世帯といった状況でございました。そのほか、村内外の工務店へのヒアリング調査では、カラマツ材利用への関心は比較的高い、既存の流通の中でカラマツ製品を仕入れることは難しい、そのほか、課題はコストと品質、板材は一部既に使用しているなどの回答がございました。他地域での市場調査では、カラマツ人工林は全国人工林の1割、生産量は北海道が圧倒的に多い、長野県産カラマツは強度が高い傾向にある、仕入れや品質による分類の重要性などの回答がございました。木工作家を中心としたワークショップでは、カラマツでは家具はつくりたくないといった意見の一方、使いにくいからこそ、今後もカラマツの製品に挑戦したい、朝日村産の広葉樹も使える仕組みをつくってほしいなどの意見が出されたほか、材料条件としては、なるべく目が詰まったものがよい、製材後の板の長さは3メートル以上だと運びにくい、材の使用量は1人当たり年間10から20立方、全員で使っても

年間100立方程度だといった意見が出されております。検討委員会の委員からは、加工による付加価値化、製品化については、小回りのきく小規模な製材を目指すべき、担い手となる人材を発掘し、その人を核とした事業展開を行うことも重要、新庁舎、保育園といった、村産材を使った事例をPRするといった意見が出されております。

このような調査等から、木工家具関係では、資源の利用量としては少ないものの、実現しやすい規模であり、カラマツ利用のPR効果も高いと考えられることから、木工家具向けの材料供給を短期プロジェクト、住宅建築向けの製材事業を中長期プロジェクトとして位置づけ、具体的な取り組みを検討しているところでございます。また、両プロジェクトの実施のための基盤整備として、村内の資源把握とゾーニング、ゾーニングをもとにした施業計画、用途に応じた仕分け機能の構築が必要と捉えております。

検討委員会では、これまでの調査等から平成30年度は生産森林組合有林を中心にゾーニングを進めており、本年度中には一定の計画ができる予定でございます。また、来年度においては、森林環境譲与税が譲与されることから一定の財源確保ができますので、交付金事業とあわせ、私有林のゾーニングと森林所有者への意向調査を行い、計画的な森林整備と人材育成を図り、目標としております担い手となる林業就業者の確保と木材需要の促進につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

今、循環自立創生事業とそれにつながる木質資源循環推進検討委員会での検討というところで、事業が着実に進んでいるという報告を受けました。生産森林組合等から始まって、31年の森林税の利用というところにつながると。まず、大きく目標としては、当初製材所とかいろいろありましたが、実現可能な小規模事業から始めるという点においては、簡易製材機を置いて、クラフトマン等に板材等の供給を図るというようなところからでも着実に進めていただければというふうに思います。

1つ、雇用創出の点についてであります。朝日村の森林が林業の拠点として多くの林業事業体が活動の場として発展するのは、地域または日本経済という視点からは結構なことだと思います。しかしながら、その事業体に村内出身者がいなければ、村の活性化のための雇用

創出にはなりません。毎年、「森林（もり）のクラブ」が主体となってチェーンソーの講習会を開催し、若手林業者が着実に育ちつつあります。今後、村外から移住してこられる人々に対する就業の場をつくるということを考えたときに、村としてもそのフィールドを与え、そして人口増の一環として村内における林業事業者の育成は喫緊の課題ではないかというふうに思います。この点について、もう少し見解をお願いしたいと思いますが。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 高橋議員ご質問の雇用関係につきましては、高橋議員お話のとおりでございます。今後森林譲与税も活用する中で、私有林を中心に整備していくに当たっては、現在松本広域森林組合と素材生産業者いるわけですが、高橋議員おっしゃいますように村内での居住している方の雇用をしていくということは、今後の村の産業にもつながることですので、そういう方の育成には、譲与税また交付金を使いながら行っていきたいと思っておりますし、最近新たに組織が立ち上がった団体ありますので、その方々と一緒に今後の森林整備と育成についてはお話をさせていただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1問目は結構でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） それでは、2問目の質問に入りたいと思います。

人口増と地域経済の活性化対策についてであります。

村は、人口増対策の一環として向陽台の宅地造成を行い、確実にその成果があらわれており、現在は第3期造成の準備がなされております。自然豊かな朝日村ですから、住環境のよさについては誰も認めるところです。しかしながら、生活の便利さを考えたとき、生活必需品が近くで買える環境でないと安定した人口増は望めないと思います。役場庁舎内にコンビニが出店し、従来にも増したよりよい環境が整いつつあります。

そこで、お聞きいたします。

現在利用されているプレミアム商品券の利用状況と、地域経済活性化という点での効果を含めて、その検証結果はいかがでしょうか。国においても、平成31年10月の消費税の増税と同時に、プレミアム商品券の発行が検討されているとお聞きいたします。これは一定の制約の中ではありますが、当村においても従来にも増して地域経済の活性化と安定した人口確保の観点から、積極的に取り組んだらいかがでしょうか。

以上、当局の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、高橋議員ご質問の地域経済の活性化対策についてお答えをさせていただきます。

初めに、高橋議員ご質問にありますプレミアムつき商品券の利用状況等についてお答えいたします。

プレミアム商品券の発行につきましては、平成27年から取り組みを行い、今年度まで4年間で7回の発行を行っております。これまでの発行冊数、プレミアム率等の内容につきましては、既にご案内をさせていただいておりますので、本年度の状況とこれまでの利用状況について申し上げます。

本年度につきましては、開村130周年記念事業の一環として、昨年比1,000冊増の3,000冊を発行し、10月21日までの前期と、現在利用いただいております後期と合わせ、6,000冊の発行を行ったところでございます。販売状況は、後期分も含め全て販売は終了し、販売にかかった日数は、前期が36日、後期は17日となっております。後期の17日間の販売日数については、平成27年度の1回目の15日間に次ぐ日数となっており、関心をいただいていると判断はいたしますが、今後の利用状況を確認しながら考察していきたいと考えております。

そのほか、参加事業者数は、前期58、後期57事業者となっており、各回とも多少の増減はございますが、継続して参加をいただいているところでございます。事業者利用率は、前期74.13%で、43事業者で利用をいただいております。この事業者利用率は、昨年の第4回から70%台となっており、利用されている事業者に偏りも見られると考えられますので、今後、商工会や事業者の皆さんには事業者利用率向上に向け検討をお願いするところでございます。また、商品券利用率は、今年度、前期99.7%で、これまで同様99%を超える利用率となって

おり、多くの皆様にご利用をいただいている状況でございます。このことから、地域経済循環の一定の役割は果たしていると捉えております。

政府では、2019年10月の消費税増税に合わせ、プレミアムつき商品券の発行に向けた概要を固めたとの報道もございます。ちょうど昨日、企画担当のほうに内閣府のほうから今後の連絡先等のメールが来たということも聞いておりますので、今後、動向を注視しながら、高橋議員ご提案にありますように、地域経済の活性化と人口確保の観点からも、引き続き村内の消費拡大につながるよう、積極的な取り組みを行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ありますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

プレミアム商品券も、その利用価値が理解されて、多くの事業者の参加と、消費者である村民に周知され、村内経済活性化に大いに貢献できているのではないかというふうに思います。今後、商工業のさらなる発展と村民生活の豊かさの実現のために、いま一押しの行政のバックアップが必要ではないかと思います。もちろん、参加事業者自体の工夫と多少のリスクも覚悟しながら、ともに努力が必要かとも思います。さらに、今後幅広く展開が予想される観光事業の発展にも寄与できるのではないかというふうに思います。この辺は事業者と村、村民も含めて、せっかくの商品券を利用しながら、また、新しい店舗も利用しながら、村の活性化に努めていければなというふうに思っております。

そんなことで、国の動向も見ながらということでしたが、今後も村の経済の発展のために、このような施策には村としても積極的に進めたいというふうな意向でありましたので、これで2問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで高橋廣美議員の質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） 次に、3番、上條俊策議員。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

私は、1問質問させていただきます。

端的な質問かと思いますが、火葬料についてということでお願いいたします。

私は、誰しも一回お世話になる火葬の料金についてお聞きいたします。

先般、ご葬儀の際、住民の皆さんから質問を受けました。私自身不勉強で、その場では、今まではそんなに気にしていなかったことでもありまして、すぐに返事ができなかったものですから、早速現状を調べてみました。当村の主にお世話になっています塩尻市斎場を見ますと、塩尻市の斎場の使用料として料金表がここにあるとおりでありますが、塩尻の場合は待合室1室を含んだ料金で、10歳以上が、塩尻市民の場合は1万280円、塩尻市民以外ということで3万5,990円、ここが朝日村に当たると思います。それぞれ10歳未満だとか項目に分かれておりますが、この表のとおりで、通常の10歳以上の方であれば朝日村は3万5,990円ということになっております。

そこで、塩尻だけでなく、近隣の市村はどうなのかなということで調べてみました。広域の豊科葬祭センターというのが安曇野市にありまして、広域豊科葬祭センターという広域組織市村は、安曇野市、松本市、東筑の麻績村、筑北村、生坂村、山形村の2市4村で構成されておりまして、料金表としましては、火葬料が普通の場合は1体、組織市村であれば7,000円、組織市村以外が3万1,000円と、火葬料の通常のところだけ見ますと、こういう金額になっております。

なお、安曇野市では、火葬料無料化事業というのがありまして、広域豊科葬祭センターで火葬した場合、火葬料の7,000円、死産児の場合3,500円が無料になるということでお聞きしております。

そこでお聞きいたしますが、当村朝日村は、塩尻の斎場建設にかかわるそのときの負担金だとか、今の斎場の運営経費の負担というようなものがあるのかなのか、その辺をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 上條俊策議員ご質問の火葬料の、当村は斎場建設にかかわる負担や斎場運営経費の負担の実情はどうかについてお答えいたします。

斎場、言いかえますと火葬場は、市町村が設置許可及び経営許可する施設であります。経営許可するに当たり、厚労省の通達では、その経営は市町村、宗教法人、公益法人が望ましいとされています。現在村では、死亡届の提出があった場合は、墓地、埋葬等に関する法律により、死亡時の埋火葬許可証を発行しております。また、斎場建設にかかわる負担や斎場運営経費の負担について、過去から現在において村からの建設費及び運営経費の負担についての支出はございません。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ただいまご答弁いただきました。

当村は、塩尻市斎場につき、建設費とかそういった負担金等、また、運営経費などは出していない、負担していないということであります。塩尻市さんに火葬料を、塩尻の市民の方と違った額を支払うということは当然のことであると思います。朝日村は、そういうことでそこを使わせていただいていると。朝日村としてといたしますか、今の場合は個人ですかね。ということで、塩尻市さんには大変お世話になっていると思います。しかしながら、朝日村は今まで村としての負担はせずに、村民に全ての負担をダイレクトに課してきていることにはならないかと思えます。全村民は年齢に関係なく、それぞれの立場で村に貢献されております。仮の話になっていけません、例えば村が独自で火葬場を運営したとしたら、村は大変な負担となると思います。

そこで、人は誰もが一度だけ死を迎えます。墓埋法では、土葬も可能であるという法律にはなっておりますが、そういう解釈もあるようですが、実際には種々の条例、規則等により、昔と違い今は火葬しなければ埋葬許可証が出されず、火葬は必須であると思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 議員の2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

火葬場の県内の状況であります、県内の火葬場は26施設ございます。そのうち、自治体で所有しているのが10施設、議員先ほどおっしゃいました広域豊科葬祭センターのように、

一部事務組合で設置している施設が16施設ということで、合わせて26施設になります。自分の自治体で所有している、または一部事務組合に参加してその施設を利用している市町村以外、朝日村のようにどこにも自分の自治体で所有せずまた組合に参加せずにほかの自治体を利用している市町村は、調べましたところ県内77市町村中5町村がございませう。

また、広域豊科葬祭センター、2市4村が加盟しているわけですが、朝日村とほぼ同規模の村の運営負担金につきましては、およそ年間400万ほどの負担が強いられております。朝日村は、過去から、この負担につきましては個人の負担ということで、自治体としては負担をしないという選択で今まで来ておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございませうか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ただいまのご答弁で、埋葬許可証等が出されるのは火葬しなきゃだめだということは、あれですね。それと、人間、一生に一度の終えんに際して、そういったことで火葬は必要不可欠なものであるということでありませう。

朝日村は、住民サービスということとか子育て支援を初め、出産祝い金等、他市村に劣らない施策を行っておりますが、全村民が享受する火葬料は、周辺市村に比較して村民の負担が重いと思ひます。今までにこのことについての検討はなかつたのかと今思ひますけれども、それにかわる何かが村としてあるのかなということ、先日、村に電話して聞いてみました。そこでは、村では葬祭費が5万円支給されているので、それを火葬料に充ててくださいというような回答をいただきましたが、これは5万円というのは、村であれしているのは国保の被保険者が亡くなったときに支給されるもので、国保に入っていない方は社会保険、協会けんぽや共済保険など、どこでもそれぞれ金額は違ひますが支給されているものでありませう。国保の関係だけで見ますと、この平らの3市5村ですが、全部5万円となっておりますが、朝日村と同じように国保会計から5万円が埋葬費として出されております。

私は、朝日村は火葬場に今まで何の投資もなく、運営経費も負担がなくてやってきました。これも村民の理解により、ここまでやってきたと思ひますが、今までの村の負担がなかつた分を考えても、少なくとも近隣市村との格差をなくすことを可及的速やかに検討するべきではないかということをおもひます。同じぐらひの村の負担金というのは、400万円ぐらひ年間かかっているということも今お聞きしましたけれども、朝日村の亡くなられる方の人数というのは、ちょっと見ましたところ、平均大体50人前後かなと、今まではそんな気がしませう。

もし全額3万5,680円ですか、無料にしたとしても、年間200万の予算で村民に、今まで村のためにやってこられた村民の人に対しての気持ちといたしますか、村としてのお礼といたしますか、今までの。そういったものにも、気持ちの上でもできるのではないかとということを考えます。

今まではこういうことではあったんですが、私もここまで、今までこういったことに全然気にもしていなかったんですが、火葬料の住民負担軽減ということを早急に検討していただきまして、当局の賢明なご判断のもと、図っていくべき、それも早急にやっていただければというお願い、要望をいたしまして、私の質問とさせていただきたいと思いますが、こういった検討はしていただける余裕は——余裕といたしますか、気持ちはありますでしょうか。そこを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） おっしゃられているように、私は、今、担当課長が申しましたが、県内77市町村のうち、私が就任したときに、各種統計の中で火葬場を持っていない、これは意識しております。朝日だけだと思ったら、5町村あるようではありますが、まさにそういう皆さんは近くの火葬施設でお世話になっている。朝日の場合は塩尻が主体ですが、隣の松本市は、今の一部事務組合の松本でなくて、城山に松本市が独自で火葬場持っていますから、どちらでも火葬ができる。朝日から近いというと塩尻ですが、松本もそういう形で受け付けておりまして、私は現実に勤めているときには、朝日の人のを松本で火葬するように手続した覚えもあります。

そんなことでありますが、今の話の中では早急にとということをございますけれども、お互いに来年の4月は統一選挙でありますから、判断はその後にさせていただくかなと。引き継ぐことはできるかと思えます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 今の村長のご答弁でありましたが、これがぜひ実現できますように願っております。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（清沢正毅君） 次に、5番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 5番、齊藤勝則でございます。

私は4問質問したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、私、ちょっと体調がいまいちなところがあるものですから、坐っているときは足にいろいろかけさせてもらいますけれども、申しわけないですが、よろしくお願ひいたします。

第1問ですが、先ほど林議員からも出されていたんですけれども、私たちが最近朝日保育園のことについて、実は社会文教の中で保育園の保護者の代表の皆さんの方からご意見をいろいろ出してもらった中で、これを出しているわけでございますけれども、1番目に、未満児保育のニーズがふえる中、いわゆる未満児の方が外で遊ぶ砂場とかなんかが、ちょっと狭過ぎるというような意見も出されて、幾らかの拡充はできないものかということと、それから、2番目、今までいるベテランの保育士さんが悪いわけじゃないんですけれども、こういう、今、未満児の方のようなニーズがふえてきているということで、もう少し職員のあれをふやしてもらえないかというような意見もその中でちょっと出ました。

それから、3番目としまして、今の保育園入り口、柵とかいろいろありますけれども、玄関から入るときに鍵も何もかかっていないと。錠を入れて、先ほどセキュリティーをやると言っていますけれども、余りにも簡単に、保育園の関係の保護者さんやいろいろならわかりますけれども、今世間でも問題を起こしている、いろいろ問題の人もあるわけですが、そういう人が、どうも余りにも簡単に入れるじゃないかという、そういう心配をいただきました。それについてお聞きしたいと思います。

それから、4番目ですが、保育園前の道路、新しくあそこをやってもらったんですが、近隣の方からも心配の声が上がったんですが、まだまだ周知が村民全体にはされていなくて、どっちからも入ってくる、こういうこともあるわけですね。だから、交通がちょっと心配だとか、そんなようなことの見解も出ましたので、今ルールがあるはずだと思います。あそこ

に、こっちから入ってくれという、それをしっかりやらないと、村民の中には、実際に保育園に行っている保護者さんたちはある程度わかってきていると思いますけれども、中央公民館の中にも、ここを通っちゃいけないというような形もありますけれども、しっかりとやらないと、おっかないということを言われたこともありますので、交通規則どうなっているのか今お聞きしたいということと、それから、5番目、先ほど林議員も言ったんですが、児童の遊び場に、今、土はあります。はだしで土を感じるのもいいですが、私たちが保育園の建設のときに見に行ったんですが、軽いだとかというのを言っても、結構芝生があるんだね。確かにいろいろの整備は大変かもしれませんが、実質的な組織づくりながらも、そういうのをやってきているし、専門の人も頼んでいるようですが、やっていますので、全部芝というわけではないですが、もう少し芝をふやしてもらえないかという意見も出ておりました。

それから、これも林議員から出ているんですが、病後児保育、これが親としてみれば、今インフルエンザとかいろいろはやっていますけれども、治ってからと一応言われても、少し病後児保育をやるところがなきゃいけないじゃないかということで、実際は聞いてみたら、山形も、先ほど林さんのときにも言ったんですが、山形では隣の、何センターですか、健康センターと言うか知らぬが、そこに事務所を設けて、1人看護師か雇って連携をとっている、保育園でね。そういうことをやる必要があるじゃないかと。これも村民の何人かの方から意見を聞いたわけです。

そういう中で、保育園について、これだけの意見が出たものですから、この5点についてお答えをお願いしたいなと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 齊藤議員の2番目と3番目のご質問にお答えいたします。

まず、2番目のご質問であります、大事なことです、ちょっと長くなりますがお許しください。

ある園でのことであります。オタマジャクシのいない水槽がありました。伺うと、子供が握り潰してしまうと。飼えない。10年前、ある小学校に赴任しました。立派なウサギ小屋がありましたので、ウサギがいませんでしたので、ぜひ飼いたいと言いましたら、子供がかわいがり過ぎて、かわいがり方がわからない。それで、構い過ぎて死んでしまうので飼えないと、こういう話でありました。

ご存じのように、愛情の愛に到着の着、これで愛着といいます。思いやりとか愛する力、環境をつくるという、そういう力のことでありますが、愛着が今十分育っていない。人とかかわれない若者がふえてきていて、大きな社会問題になっております。愛着障害、そんな言葉も注目される文言になってきておりました、そこで、まず、なぜ保育は3歳からなのかということでもあります。これは発達心理学や大脳生理学の面で言われているんですけども、人間の脳というのは9割方、3歳までに完成すると。まさに昔から言われている三つ子の魂であります。この中の接し方とか自然の中での花の色とか草のおいとか泥の感触とか、そういう五感を通しての体感も、愛着や想像性の育成に十分大きな役割を果たしているというふうに考えております。

以前、村長がお話ししましたが、未満児は、今、保育室の中ではだしで生活をしております。これは足の裏からの刺激ということで、脳に大きく影響していて、非常に重要なことだというふうに思っております。これはご存じのとおりであります、今、超がつきます少子高齢化、それに伴いまして昨今は働き方も大きく変わってきておりました、未満児も含めて家庭ではもちろんのことながら、保育も含めた地域全体でこれからは互いに補完し合いながら子供を育てていく、そういう時代に入ってきております。

若い保育士さん、ベテランの保育士さん、男性の保育士さん、それぞれ当然よさや活躍の場はあるということは認識しております。今までお話ししましたように、特に3歳に満たない未満児の保育、これにつきましては、保育経験のある母性豊かな保育士の力は大変大きいというふうに思っております。また、園では、異年齢で遊んだりとか、そういう体験も通しながら保育士のほうでさまざまな工夫をして保育をしております。そして、確かに未満児保育の希望はふえてきておりました、未満児の保育士確保というのは今後の課題であるというふうに考えております。保育士の資格のある方へ声をかけたり、ハローワーク、長野県の保育士人材バンクへの登録などを通して対応しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、3番目のご質問でありますセキュリティーに関してであります、先ほど次長が答えたとおりでありますけれども、補完してお話しします。

学校現場の経験であります、2001年であります。今から17年前になりますが、皆さんも記憶にはあると思いますけれども、大阪教育大附属の池田小学校で子供を含めて8名が犠牲になるという痛ましい事件が起きました。この事件を契機に、学校を、児童をどういうふうに守っていこうか、これが大きな課題になった時期がございます。刺股が登場したのも、こ

の事件を契機にしてでありました。平成15年、それから2年後、松本の小学校に赴任したときであります。開かれた学校と言われて久しいわけではありますが、それに逆行する対応がありました。フェンスの一斉の点検です。もう一つは門扉をつけるということで、赴任した学校も入り口と通用口、これに門扉をつけたわけであります。いわゆる囲い込みでありますね。

こういうさまざまな対応をしてみても結論であります。入ろうと思えばどこでも入れます。では、どうするかということですが、結論として2つがありました。1つは、まず1階を完全に施錠する、先ほどの回答のとおりであります。2つ目です。職員や子供の対応力、これを高めていくと。訓練ですね。訓練以上のことはできません。結論から言っても、今の2点なんです。緊急車両が来るのは大体10分になります。この10分をどう守るか。これが一番の対応策であるというふうに感じたわけがあります。先ほどの回答のとおりですが、この2つは確実に今後も実施していきたいというふうに考えております。

以上です。引き続き次長から回答いたします。

○議長（清沢正毅君） 清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、私からは齊藤議員の残りの4つの質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の未満児保育のニーズがふえる中、外の庭が狭過ぎるという点でございますが、まず、未満児保育の関係でございますが、今年度、現在までに32名を受け入れてございます。議員ご指摘の外の庭が狭いというところでございますが、多分ゼロ・1・2歳児の部屋の外にある庭だと思われませんが、その場所につきましては少し狭いかなと私自身も思っておりますが、国の保育運営基準というものがございまして。その中で、乳児、この乳児というのは満1歳に満たない子供でございますが、乳児または満2歳に満たない幼児における保育園の設備基準におきまして、屋外遊技場——園庭でございますが、を設けることは基準の中に含まれていないのが実情でございます。もう一度申し上げますが、ゼロ・1・2歳児のところについての基準の中には、園庭というものは設けられていなくてもいいよということになっているというところでございます。しかし、朝日村の保育園は設けてございます。そういった部分については、子供に少しでも遊びをさせてあげたいという思いでの設置でございますので、ご理解をお願いいたします。

なお、保育園の園庭自体は、現在約1,500平米ございまして、国の保育運営基準による満2歳以上の幼児を入所させる保育所の幼児1人当たりの園庭最低基準面積でございますが、

3.3平米必要という基準がございます。村の2歳以上の定員数は130名でございますので、1人につき11.5平米の広さがあるというふうに捉えてございます。以上のことから、園庭全体は非常に十分な広さが確保されていると捉えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、都会とかでは、園庭の広さがとれないところは、公園とかも園庭としてみなすということが書かれてございますので、そんなこともご理解いただければと思います。

年齢によりまして、遊ぶ広さ、遊び方というのは本当にさまざまでございます。その点を踏まえまして、2歳児を広い園庭で遊ばせていることが現実に行われてございますし、今ある環境の中で工夫しながら保育をしていくことをやっておりますので、ご理解を賜われればと存じます。また、園の周辺には、グラウンドもございますし、縄文村公園もございます。そういった豊富な遊び場所をこれからも有効活用してまいりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、4つ目の御質問でございます保育園前の道路の関係でございますが、保育園前の道路は、先ほども議員様からおっしゃっていただきましたが、基本的には保育園開園時より、送迎は一方通行ということで、その時間帯はお願いしてございます。そのお願いは、当然保育園から保護者の皆様をお願いをしますし、保護者会を通じて全家庭にお願いしているところでございます。また、公民館の敷地を横切って送迎する方も多く見られましたので、今年度、注意看板を公民館の敷地内に設置し、安全対策を講じてございます。一度住民の皆様には回覧板等でご周知申し上げてございますが、改めまして、この機会にもう一度周知させていただき、安全対策を講ずる方針でございますので、お願いたします。

続きまして、5つ目の児童の遊び場、芝生があればという点につきましては、先ほども林議員のご質問等にお答えしてございます。詳しくは申し上げませんが、現時点におきましての芝生の関係は、保育園におきましては芝生の遊び場は考えてございませんので、ご理解をいただければと存じます。

続いて、6つ目の病児後保育の必要性でございますが、こちらのほうも林議員の回答と同じになってしまいますが、必要性については私どもも大変認識してございますので、よろしくお願いたします。

なお、保育士や看護師の配置、また、場所等の課題もございますので、先ほど申し上げましたとおり、村民のニーズ調査を行って、その結果をもとに計画的に取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、教育長初め、次長のほうからも返答いただきました。

この中で、未満児だもんで、余り面積等については問題はないというような話でしたし、そこで、これはあくまでも保護者の関係の方から、もうちょっと広く欲しいというふうな意見が出たものですから、これについては、今すぐというわけにはいかないかもしれませんが、今後、広場ですか、遊ぶ場、もうちょっと広くしてもらえたら、どうか工夫して欲しいという話でありますので、そこはぜひそんなように今後考えていってほしいなど、こういうふうに思います。

それから、交通のことにつきましては、保護者はみんなわかっていると思います。最近どういうふうに一方通行だつて、森のこびとのカフェの手前を通つて、それから向こうを曲がつて入るのが主じゃないかなと思いますが、保育園に入るにはね。だけれども、村民の中には、まだ周知されていないという部分があるのか知らぬけれども、あそこの保育園の前の道路がちょっとよけ違いには狭い道路なもので、歩道はあるんですけども、ちょっと心配だということをご意見として聞いたことがあるものですから、ぜひともそこは周知してもらって、余り事故が起こらないようなふうにだけはぜひしてもらいたいというようなことを感じたわけです。そこで、この質問をしたわけでございます。

芝生については、今、はだしでやるというふうなことで、2歳児の子供もグラウンドでやっているというふうなことで、それも本当にはだしで、いろいろな面で経験がふえていいことだと思いますが、私なんかは、保育園のあのときに、一時期、そういうふうな保育研究会に入っていて、よその保育園見たら、もう少し緑が多かったものですから、そういうのは親の意見としてあったのかなと思いますが、芝をもうちょっとふやしてもらいたいというような意見も、簡単に言えばもう一つありますが、セキュリティーについては、中の錠を閉めると、先ほどから意見聞いていますが、例えば入り口のところなんかは施錠ぐらいできるようなものがついていけばありがたいなど。しかし、それは先ほど教育長も、開かれたあれだというようなことで、やってみても実際難しい部分があるかもしれませんが、そういう意見が出されたということです。余りにも簡単に入れるような感じじゃないかと。保育園関係の方が入るだけじゃなくて、あるいは保護者さんが入るばかりじゃなくて、わけのわからない人がもし入ってこられれば心配だという意見が出されて、今回の私の質問、ほとんど保護者さ

んのニーズから出た言葉なんです。ですから、ぜひとも、それと未満児の子供さんを見る人をもうちょっと、今いる保育士さんが悪いわけじゃない。もうちょっと若い人を入れてもらってふやしてもらいたいなというような意見が、はっきり言ってあったんですね、そのときに。だから、そういうようなことで、若い保育士をそういうところに1人でも2人でも、今後ですけれども、つけてもらえれば、保護者としても、先ほど林議員も言ったんですが、勤めている方が多くて、両方がいなくて心配だというようなことで、同じぐらいの年代の人がいれば、親がいれば、何か子供についても見てもらえるんじゃないかという、そういう親の思いから、そんなようなことでこんな意見も出たものですから、ぜひ今後考えていってほしい。

道路については、ぜひ一般の村民にもわかるように広報をしていただきたいな、こういうように思います。

1問目の質問は、教育長と次長のほうからもお話を聞きましたので、今後、ぜひそんな方向で考えていってほしい。ということで、1問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2問目の質問は、災害のボランティア活動についてでございます。

最近、災害ボランティアについて経験談を聞くことができ、大変な感銘を受けました。そして、少なからぬ方がこれを拝聴することができました。

そこで、今回は災害ボランティアについて質問いたします。

近年は、想定外の災害が全国各地で多発しております。なぜかといえば、当村の過去にも何回かの大災害寸前の事例も、またその昔には地名もあります。こういうようなことから、今回の講師さんは現場に何度も復旧作業に行き、防災士の資格もあります。行政も、私たちも、もっと広くこういう話を聞き、従来の訓練とあわせ、できれば村民の中に、そういうような組織が、行政、村議会、村民の一体でどんな形でもいいですが、ボランティアが活動できる準備が必要な時期に来ているのではないかなと思います。その点について、今現在、村はどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、齊藤議員ご質問の災害ボランティア活動について

お答え申し上げます。

先ほども齊藤議員がおっしゃられましたように、平成23年の東日本大震災以後、日本各地におきまして大規模災害が頻発しております。いざというときの備えの大切さ、村民皆様の危機管理意識も年々高くなっております。

村でも、防災・減災の普及啓発や講習会等取り組みを行ってまいりまして、総務課消防防災担当では、土砂災害が予想されます地域を計画的に巡回し、今年度は御馬越地区を対象としました土砂災害防災訓練と土砂災害マップづくりを行っております。また、毎年、全村民を対象としました地震総合防災訓練等を行っております。また、小学校、中学校、村内福祉事業所でも避難訓練等が行われております。また、被災地復興支援といたしまして、村では、宮城県山元町への復興支援のための職員派遣を行いました。このことは、単に復興支援としてだけではなく、当村に置きかえました際に、その経験が生かせるようにとの意味もございました。加えまして、住民福祉課では、日赤奉仕団の活動に毎年各地区から選出されました委員を対象として、AEDを使った救急法講習会や避難所における炊き出し訓練等の講習会を行っております。また、災害時のボランティアの受け入れ体制及びボランティアセンターの開設につきましては、発災時、村と村社協とで協議を行い、村社協から県社協へ開設要請をし、県社協と村社協とが連携して運営をすることとしております。

議員ご質問の災害ボランティア活動につきましては、ボランティア育成の観点から、村社会福祉協議会が事業として取り組んでおりまして、これまで平成23年の東日本大震災を初め、ことし7月の豪雨災害への災害ボランティア活動と先日行われました結果報告会、また、防災士の観点からの防災・減災の講座開催、また、南木曾町への土石流災害の視察研修等を行っております。村の職員も参加いたしまして研さんをつんでおります。

参加者の皆様からは、災害ボランティアの大切さを感じるとともに、災害時は、これらの経験を少しでも生かしたいという思いと、日ごろからのご近所同士のつながりの大切さを強く感じているとの感想をいただいております。村といたしましても、まずは一人一人の防災・減災の意識を高め、日ごろからの地域の見守り活動など支え合いの仕組みづくりの構築と、災害ボランティア活動におきましてより多くの方が講座や活動に参加いただくことが、災害時に大きな力になると感じております。村といたしまして、今後も社協と連携を密にし、災害時の対応に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからもわかりやすく説明していただきました。

私も、この間、そのときには課長もいらっしゃいましたけれども、防災士による、簡単に言えば朝日村の横山先生ですけれども、何十回も行った中で、いわゆる天災というんですか、すごい最近のあれについて、現場の生の写真を見て常々絶対に——訓練ということ朝日よくやっていると思います。ですが、ああいう防災士の方の話を写真も交えてお話ししていただいたわけです。そういう中で、これは村民全体がこういうものについて、朝日村みたいな場所で災害が起きているんですね、川沿いのようなところで起きているわけです。本当にふだんなら何ともないようなところで起きているわけです。それで、それに行って災害の状況を目の当たりに私は映画で見させていただいて、これは訓練も大事だし、一体どこへ逃げたらいいかとか、そういうことを常日ごろ地区でも考えていますけれども、村としてもやらなきゃいけないじゃないかなという、もう一歩進んだやり方をやらないと、災害に対応できるかな。これからこういう異常気象がますます、いわゆる科学者が言っていますが、ふえてくるだろうと。殊に雨だとか土砂災害、こういうものはどこでも起こり得ることなものですから、ぜひ考えていっていただきたい。

今、村としては、今、課長が言いましたように、非常に努力してもらっているものですが、それはよくわかりますが、今、社協で、実はこの間、そういう講習会を開いたら、防災士が朝日村の中にいるという、資格を持っている人がいるということで、ぜひそういうものを村民多くの方に、この間聞いたのは30人ぐらいでしたけれども、もっと多くの方にこういう話を聞いて、地域の皆さんの命にかかわることですので、ぜひ考えていってほしいな。この間のそんなお話を聞いて私は感銘を受けまして、今回の質問をさせていただきました。

ぜひとも、先ほど課長が言いましたけれども、努力していますけれども、今後、朝日村にそういう悲惨な被害が出ない、こういうことを願って、よろしくお願ひしたいなと思います。そんなことで、2番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 3問目の質問ですが、文教施設、新庁舎の近くに村の中心になる公園をとということでございます。

前に小林議員のほうからも出されておりましたけれども、年にあるかないかのヘリコプターのあれがあるんですけれども、緑があるわけなんですけれども、これも村民の方からの意見です。実は、松本のほうまで子供を連れて土日は遊びに行っているというようなことで、飛行場のああいう施設のところまで行ったりしているというようなことで、村民の中心にそういう公園があったらいいなど。余り予算をかけるわけじゃなくて、芝生のあるような公園があったらいいじゃないかと。それで、土日などは子供とゆっくりとそういうところで過ごしたいんだという親の意見を聞いております。ですので、朝日村も、これだけあそこが一等地になって、ある意味で、以前よりも安全な場所になってきたんです。そういう場所に、ぜひ村の中心になる公園をつくっていただけたら、今後いいじゃないかな、こういうことを考えます。

それで、先ほど小林議員も言ったように、ヘリコプターについては、グラウンドもあるわけなんですけれども、年にあるかないかというようなあれですので、ほかに設けてもらえれば、あそこら辺、本当は安全も高まってきているものですから、子供の遊べる遊び場を、広場を、公園をつくってもらいたい、こういうことがお願いします。

それで、実際に飛行場の大きい公園があるんですが、あそこへ結構朝日村の方も行っているというような話聞きます。広くて安全なんですね。楽しめるというようなことでありますので、これだけいい庁舎もできた場所、ぜひ将来的には村の中心になる公園をつくってもらいたい。美術館のところにもありますけれども、木が大きくなったりして、ちょっと日陰も大きくなってきちゃっているということもありますものですから、ここは本当に広々としていて、土日過ごすには最高の場所かなと。また、新興住宅がふえてきています。そういう中で、親子の遊べる場所というのは、これは情操教育につながりますので、ぜひ今後そういうことを考えていってほしいと。これも私の机上での考えではありません。村民の若い人たちから、近くに安全な広々とした遊び場が欲しいなというふうなことで意見が出されました。その点はどうでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員の文教施設、新庁舎の近くに村の中心となるような公園をというご質問にお答えさせていただきます。

現在、齊藤議員からお話ございましたが、村の文教施設の中央には朝日美術館及び歴史

民俗資料館が併設された縄文村公園が設置されてございます。この縄文村の公園の設置目的は、村民の心の潤い、安らぎ、触れ合い、学習の場というものを目的に設置されてございます。縄文時代中期の熊久保遺跡の地にあるこの公園は、竪穴住居が復元され、保育園やわくわく館におけるお散歩であったり虫探しなど、1年を通じて自然に触れ合う、楽しむことができる場所となっております。一時、少し管理が行き届いていない部分があったのですが、教育委員会も、今はこの管理をやるということで力を入れてございます。村特有の縄文村公園を知らないということではなくて、縄文村公園を使って村民に多く利用していただくことが、今重要と我々考えてございますので、ぜひこちらのほうの活用をご理解いただいて、利用いただければと思っております。

なお、災害時の大きな公園という部分につきましては、きっと都会では非常にオープンスペースございませんので、広いスペースを探して立派な公園をつくって、いざという時のためにつくるものだと思っております。しかし、朝日村は、いろいろなところが広いところもございますので、ここに来て、あえて大きな公園をつくるということは考えにくいと思っております。

ただし、先ほど総務課長が小林議員のご質問にお答えしましたが、ヘリポートにつきましては、今後、総務課長申し上げましたとおり、公共施設管理計画、個別計画等、計画をする中で総合的に判断していくということでお答えさせていただいておりますので、その中で本当にどうなるのかの部分につきましては、村民の合意を得ながら検討されると思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、次長のほうからもお話ありましたが、確かに縄文村ありまして、私も実はわくわく館の体験学習で植物の講師を頼まれてやったりしながら、あそこも利用しています。確かに保育園やわくわく館の活動では、しっかりとあそこの縄文村も使っておりますけれども、今言ったのは、ここが非常に広々としていて、上がですね、見渡せると。広い朝日村全体が見渡せるような広い場所で、公園みたいなやつがもう一つあってくれば、土日に、3つもの区画が今できているわけですね、向陽台でもできてきているし、若い人もふえてきています。そういう中で、ニーズとしては、縄文村の宣伝はしなきゃいけないと思

いますけれども、ぜひそういうものをつくってもらいたいと。先ほども小林議員も言ったんですが、芝生みたいなことを余りあれしなくてもいいですけども、きれいに上だけそろえてやれば使えるじゃないかと思えますし、あそこら辺に、もうちょっと拡充していただければ、保護者としてみれば安全かなと。近くにあるし、行きやすいなということで、そういう意見を出してもらっております。そんなことで、ぜひ今後の考えとして、ヘリポートは多少ほかのところも考えてもらいながらも、子育てのために、そういう広場を確保していただきたいなと思えます。

一つの例としまして、私もよく安曇野へ行くんですが、私も安曇野へ行くときに必ず公園の横を通るんですが、土日、非常に親子がその公園で、ただ芝生だけですが、ちょっと丘みたいなのがありますが、本当に何も、あとはそんなに施設をやっているわけじゃないですけども、毎土日、本当に大勢の方がそこへ子供さんを連れてきて遊んでいるんです。現状を聞いたら、先ほども飛行場のほうまで行ったりしているとか、あちこちの公園へ行って朝日の人が遊んでいるというようなことを聞いたことがあるんですが、縄文村のあそこも木が多くなったりしますが、木のあれも剪定も必要かと思えますけれども、上の眺めのいいところにもそういうことがあったらいいじゃないかなという意見が出されたものですから、今後ぜひ考えていっていただきたい。そして、すばらしい魅力のある村だなというようなふうになっていっていただきたいと、こんなふうに思いまして、3番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 4問目の質問でございますが、地域文化芸能の衰退に一策をとということでございます。

最近、とみに地域文化芸能に衰退が著しく私には思われます。それは、いろいろ見てみますと、詳しく聞いていますと、高齢化によって維持ができなくなる、こういうようなことがあります。しかし、朝日村は昔から地元で育んだ、いわゆる地域芸能というのがありますよね。これを、ただ地域にだけに任せるのではなくて、村としてもぜひ支援して、そういう芸能をつないでいってほしい。私も、全国、全県の中のいろいろの芸能を見ていますが、本当に各地域に芸能がたくさん残っておりますが、そういうところは行政も力を入れてやってくるものですから、私としてみれば、今まで一生懸命頑張ってきたものがなくなると、

何か寂しい思いがします。それで、ぜひそういうものを一過性のものでなくて、地域に根づいたそういうもののために、行政も財政支援、心的支援を望みたい、こんなふうに思います。これは、地域が本当に生きてきたあかしにも地域芸能というのはなるものですから、今後ぜひ対応を、そういうことでどういうふうにするのかお聞きしたいと思います。

以上。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の具体的には古見に根づいている銭太鼓、民謡クラブ、三味線クラブ、尺八の皆さん、この皆さんが、先日、130周年記念の出演の前に解散というような報道があったので、その心配だろうと思います。

ご案内のとおり、今のものはまさに朝日の文化、朝日小唄はまさに古見の青年団の皆さんが立ち上げて何十年も歌ってきた、これが今、朝日小唄になっておりますが、まさに若者がそういったものに取り組んできたのが実態でありますし、古見の皆さんが取り組んでいますのは、我が国の、朝日村のまさにこれは文化になります。でありますから、この大事さは十分承知していますし、私も過去数年、この皆さんと一緒に活動したことがありますので、先日、ゆっくり話をすることがありました。であります、先日は新聞報道に解散、最後というようなことが書いてありましたが、決してその皆さんはそれで解散するというものではない、そういうように思っています。

ただ、今まで福祉施設だとか村の敬老会だとかそういうところ、あと古見のお祭りに出演しているはずですが、そういうものに出られなくなる可能性は十分あるというように聞いております。しかし、これから若い皆さんが入ってくれば、この伝統を引き継いでいきたいという思いが若者の皆さんにありますので、ぜひ齊藤議員、ご心配の部分につきまして、若い皆さんに加入することを積極的にお願ひしたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、村長のほうからも意見を出してもらいました、考えを聞かせてもらいました。これは、古見ばかりじゃないと思うんですが、各地域で高齢化が進んでいるだ

ろうということで、これは古見ですが、古見の仲間からも、ぜひそういうものに今人数が少ないから加わってほしいと。私はこういうことは大事なことだと思うもので、即座に答えました、加わらせてください。こういうことでやるつもりであります。今、新しい人たちの新しい芸能がいっぱい出てきていますね。これは非常にいいことですので、ぜひ村として、こういうものに対する、130周年の大きな行事もあるんですが、こういうふだんの活動に対して大きな支援していただいて、朝日村の芸能や文化を絶やしてはいけません。これが私たちに課せられた課題じゃないかなと思っておるんです。今後、後世に残していくのに、今、力を入れていかないといけないなど。高齢化を見て、ますます脅威を感じております。

そんなようなことで、ぜひ新しい人たちへの支援とか、地域のそういう人たちに対して、財政的な支援も今以上に努めていただいて、文化の発展に協力してもらいたい、こんな思いでありますので、今回、村にいっぱい芸能あると思います。こればかりじゃありませんね。西洗馬のほうだって相撲があつたりいろいろ残っているんですが、財政的にも支援をしながら、朝日村ってすごいな、どこもすばらしいものがあるなというようなことを今後残していただきたい。これでなくなっていくというのは非常に寂しいなと私も思っていますので、今、村長が答えてくれましたが、ぜひ今後そういうところに力を入れてやっていってほしい。

こういうことをお願いして、私は4つの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） 次に、6番、上條昭三議員。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

本日は、4問の質問をさせていただきます。

1番目の質問、災害時の倒木停電対策について。

本州に9月から10月に接近した台風21号と24号で発生した停電が、長野県内でも諏訪地方

を中心に、倒木による断線などが原因で相次いで起こりました。県内では台風21号で延べ4万3,850戸、24号で3万2,490戸が停電し、全面復旧までに最大5日がかかったようでございます。このことは、集中豪雨による災害で倒木停電が朝日村でも起こり、復旧に時間がかかってしまうということも考えられます。

中部電力では、長野県内で起きた台風による大規模停電について、検証結果と改善策を11月に発表しました。倒木による断線などが原因の停電が相次いだのを踏まえ、停電を引き起こす可能性のある樹木の計画伐採を推進するため、自治体との連携、協議を進めることを改善策に盛り込みました。自治体は自治体内で倒木すると断線する可能性のある樹木の情報を中電に提供、中電は地権者の了承を得て伐採するという計画でございます。このことにより、災害時の停電を事前に防ぐことが可能かと思えます。朝日村では、このことにつき中電との協議を始めているのかをお聞きいたします。

以上が1問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 上條昭三議員ご質問の災害時の倒木停電対策の中電との協議についてお答えいたします。

豪雨、台風、大雪等といった自然災害時からの村民生活の早期復旧には、電力の早期復旧は取り組むべき重要項目であります。

当村では、ことし10月から中部電力株式会社松本営業所と、自然災害時及び自然災害予防に関する情報連携及び復旧にかかわる業務連携の強化について協議を進めてきております。協議の主な内容は、自然災害時の連携と自然災害未然防止の連携であります。

自然災害時の連携では、停電原因の大部分は風雨や積雪に起因する倒木による高圧線の断線であり、配電設備への倒木はもとより、復旧現場へ向かう道路上の倒木や積雪の処理が必要となります。そこで、電力会社による倒木、積雪の処理と、道路管理者である村による道路上の倒木処理、除雪処理について、協力体制の確立を協議しております。

さらに、自然災害未然防止の連携では、道路寸断及び停電の軽減に向けた倒木等の未然防止策としての保安伐採の協力体制の確立について協議中であります。今後の予定は、年内を目標に業務連携の詳細について協議を終了させ、今シーズンの積雪などによる停電防止に取り組むたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） どうもお答えありがとうございました。

10月より協議を始めているということで、豪雨対策だけでなく、積雪の対策も進めているということでございますので、今後協議よろしくお願いいたします。

以上で1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

松くい虫被害の現状についてでございます。

朝日村で初めて松くい虫被害の出た木の近くの下古見の山で、松くい虫の被害木が最近見つかかり、薫蒸処理されました。朝日村で今までの松くい虫の被害状況をどこの山で何本、また、全体で何本出ているのか、被害の現状を教えてください。

以上が2問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の当村の松くい虫被害の現状についてお答えをさせていただきます。

松くい虫被害につきましては、これまでも上條議員からご質問をいただきお答えをしておりますので、被害状況についてのみお答えさせていただきます。

当村での被害発生は、平成28年度は下古見地区の私有林において1本が確認されており、翌平成29年度は4本の松くい虫による被害を確認しており、小野沢最終処分場東側と古見、横出ヶ崎地区西側山林、アイリス古見地区北側山林、西洗馬三ヶ組地区山林でそれぞれ1本の被害が確認されております。本年度は、松の枯損木9本から検体を採取し、県の機関において検査を行ったところ、うち2本からマツノザイセンチュウが検出されております。場所は、下古見地区の私有林から1本、アイリス古見地区北側私有林で1本となっており、両箇

所とも、これまでに発生した箇所との隣接となっております。

したがって、当村でのこれまでの発生状況は、5地区7本の被害状況でございます。このうち、本年度発生したアイリス古見地区北側私有林は、現在東京電力パワーグリッド株式会社が計画しております飛騨信濃直流線新設工事、送電線工事箇所と隣接しております。11月に入りまして、同社から工事に伴う山林木の伐採を12月から行いたい旨の届け出が提出され、一部松林の伐採計画もあることから、県松本地域振興局林務課からの指導を仰ぎまして、松くい虫による被害がこれ以上発生しないよう、伐採時の処理方法について指示を行ったところでございます。

松くい虫被害対策については、松くい虫による被害拡大がしないよう、引き続き村民の皆様には防除対策の補助金を活用いただき予防をお願いするところでございます。薬剤の樹幹注入については、1月、2月のこれからの時期が適期とされておりますので、村民の皆様には積極的な取り組みをお願いするところでございます。実施の際は、役場産業振興課林務担当へ申請をお願いいたします。また、松枯れを確認した際は、同担当まで、これまで同様ご連絡をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） どうもお答えありがとうございました。

朝日村では5地区、合計で7本、28年以降。塩尻とか松本に比べて非常に少ない数字でございます。安心しました、現在のところは。今後に向けて調べを続けて、被害が拡大しないように気をつけていただくことをお願いしまして、2問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

通学路のブロック塀の点検結果についてでございます。

長野県教育委員会は、10月25日に市町村教育委員会などが本年度実施している、公立小・中学校の通学路にあるブロック塀の点検状況を発表しました。9月末時点で現行基準に適合していないものが2,847カ所で見つかったようでございます。朝日村の通学路で現行基準に

適合していないブロック塀はありましたでしょうか。また、基準に適合していても、地震が起きれば危険と感じるものはなかったでしょうか。

また、国土交通省は、12月8日、耐震強度が不足するなど危険なブロック塀の撤去や改修を促進するため、工事費用の補助事業を来年度から拡充し、所有者に働きかけやすくする方針を固めました。また、通学路沿いなどは国費による補助率を引き上げ、重点的に支援する仕組みも取り入れるとのことをございます。来年度の対策を朝日村でも期待します。

以上が3問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、上條昭三議員の通学路のブロック塀の点検結果につきましてお答えいたします。

初めに、当村では、8月23日に朝日村通学路安全推進協議会におきまして、小・中学校の通学路で人目につきにくい場所やブロック塀など、主要幹線である県道を中心に通学路緊急合同点検を行い、その日に点検ができなかった箇所につきましては、後日、教育委員会職員により、目視により点検を行ったところでございます。

そこで、上條議員ご質問の通学路で現行基準に適合していないブロック塀はあったかどうかというところでございますが、点検の結果、県道における通学路のブロック塀の数は52カ所で、うち目視等により現行基準に適合せず倒壊のおそれのあるものが15カ所あると確認してございます。また、目視による点検であるため、基準に適合したブロック塀であるかどうかは明確ではございませんので、地震発生状況によっては15カ所以外のブロック塀についても倒壊する可能性があるかと捉えてございます。

そこで、議員ご指摘のとおり、国は、危険なブロック塀の撤去や改修を促進するため、工事費用の補助事業を来年度から拡充し、ブロック塀の所有者に働きかけやすくするための方針を固め、通学路沿いなどは国費による補助率を引き上げ、重点的に支援する仕組みを取り入れると報道されてございます。現在、村では建設環境課において、家屋の耐震改修工事助成制度を国の基準により推進してございます。今後は、地震によって道路沿いにある壁が倒壊すると人への被害のおそれがあるだけでなく、災害時の緊急車両の妨げになり、避難や救助に支障が出るのが想定されます。国の補助制度の内容を今後しっかり確認し、担当課において事業推進の対応を検討する方法でございますので、ご理解をお願いいたします。

なお、塀につきましては私的財産でございます、所有者の責任において維持管理いただくことが必要と捉えてございます。所有者の皆様には早期に点検を行い、傾きやひび割れが発見された場合は撤去改修等、対策にご協力いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、来年度にブロック塀の撤去・改修、これを国でやるということですので、朝日村でも重点的に所有者に働きかけていただく補助事業としてやっていたくように期待しまして、3問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の3問目の質問は終わりました。4問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、4問目の質問をさせていただきます。

現行村政の継続と村長の4選出馬についてでございます。

中村村長は、朝日村を朝日村として持続していくため、人口問題を最重要課題として取り組んできました。そのため、現時点でも朝日村の人口は4,600人弱を確保しております。また、村長は、村民が安心して暮らせる村づくりのため、財政の健全化に取り組んできました。しかも、100年の計である役場庁舎の新築、それにかたくりの里、保育園など、大型投資をしてもなお健全財政を維持し、次代への負担を残さないようにしてきました。そのような現行の中村村政の継続を望む声も多いと思います。仮に次に村長になった人が、口で幾ら立派な理想的なことを言っているとしても、人口は減るのが当たり前と、人口確保に関心がなければ、人口減少に拍車がかかり、朝日村が朝日村として存続できなくなるおそれがあります。

さて、来年春の統一地方選の日程を定める特例法が8日未明、参議院本会議で可決成立しました。市町村選挙は4月21日に確定しました。中村村長の4選出馬についてお尋ねいたします。

以上が4問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 上條議員からは、私の次期への進退の質問でございますが、私が今期、村民から負託された任期は、今月を含めてまだ5カ月余りでございます。でありますし、ことは開村130周年、1年を通して130周年記念を冠としたさまざまな仕事を全力を尽くして取り組んでおります。でありますので、現時点では、まさに今年度の3期目の仕上げに全力を尽くしている現状でございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） どうも答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、私の4問の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで上條昭三議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 本日の会議はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時02分

平成30年朝日村議会12月定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成30年12月19日(水) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 常任委員長の報告

第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決

第5 議案第67号から議案第78号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

第6 発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について

第7 発議第8号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書について

第8 議案提案説明

第9 議案内容説明

第10 発議第7号及び発議第8号の質疑、討論、採決

第11 議員派遣について

第12 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(9名)

1番 高橋 廣美 君

3番 上條 俊策 君

5番 齊藤 勝則 君

6番 上條 昭三 君

7番 北村 直樹 君

8番 小林 弘幸 君

9番 塩原 智恵美 君

10番 林 邦宏 君

11番 清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	二茅芳郎君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原貞子君	建設環境課長	塩原康視君
産業振興課長	上條靖尚君	会計課長	林さとみ君
教育次長	清沢光寿君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山義教君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により
7番 北村直樹 議員
8番 小林弘幸 議員
を指名いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。
入札結果調書が別紙のとおり提出されております。
報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会、小林弘幸委員長。

小林委員長。

〔総務産業常任委員長 小林弘幸君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林弘幸君） 総務産業常任委員会、陳情審査委員長報告を行います。

本委員会に付託された陳情3件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は12月11日に開催し、慎重に審査した結果、陳情第4号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書、陳情第5号 最低制限価格の設定に関する陳情書及び陳情第6号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書につきましては、いずれも採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、平成21年1月の国土交通省告示第15号による、業務報酬基準や、最低制限価格の設定、耐震診断・改修において、陳情者の説明後、担当職員から当村の現況について説明を受けました。陳情書の各内容につきましては、当村として、今後履行されることが望ましく、全会一致で採択されたものです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、村長宛てに地方自治上の意見書提出はできないこととされておりますが、村当局におかれましては、本陳情の趣旨を十分理解の上、ご検討をお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長（清沢正毅君） 次に、社会文教常任委員会、林 邦宏委員長。

林委員長。

〔社会文教常任委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会、陳情審査委員長報告。

本委員会に付託された陳情2件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は12月11日に開催し、慎重に審査した結果、陳情7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情につきましては、採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、日本医療労働組合連合会の2017年度夜勤実態調査では、医療や介護現場での人手不足が深刻で、慢性的な長時間夜勤や、特に小規模施設においては

恒常的な一人夜勤体制により、仕事がきつい、仕事をやめたいとの説明がありました。医療・介護現場の労働環境の改善のためには、長時間労働の規制や職員の増員が必要との認識から、この陳情を全会一致で採択といたしました。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、採択の上は、関係機関へ意見書を提出したいと思います。あわせてよろしくお願いいたします。

次に、陳情第8号「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書につきましても、慎重審査の結果、採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、総務省の平成29年度家計調査報告によると、高齢夫婦無職世帯の生活費が平均5.5万円不足しており、貯金を取り崩して生活せざるを得ず、また、平成28年国民生活基礎調査では、貯金なしの高齢者世帯も15.1%に上るとの説明もありました。後期高齢者の医療費窓口負担が現行の1割から2割になると、必然的に受診抑制が増加し、必要な医療が受けられない状態や、本来の生活の経済的圧迫が懸念されます。このことから、原則1割負担の継続が必要と考え、この陳情書を全会一致で採択といたしました。

よろしく審査のほどお願いします。

採択の上は、関係機関へ意見書を提出したいと思います。あわせてよろしくお願いいたします。

以上です。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

最初に、陳情第4号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号 最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第6号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第8号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、報告第6号 村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分につきまして、報告を受けたものとして処理いたします。

◎議案第67号から議案第78号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第67号から第78号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第67号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 朝日村基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 朝日村寝たきり老人、重度心身障害者介護慰労金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 議案第72号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例（案）について、5項目質問します。

なお、この質問は、施設が指定管理者による管理が多いため、条例と管理者実情の比較に基づく質問といたします。

1、条例第3条名称についてでございます。

キャンプ場の名称は、村の条例は野俣沢林間キャンプ場であるのに対し、指定管理者はプライムキャンプ場という名前をことし6月23日から使用しています。条例名称変更の必要はありませんか。

2、今議会に観光レクリエーション施設として追加する提案が出されているゲストハウスですが、条例上の名称もゲストハウスです。この言葉は一般的に通用する言葉で、全国で使われています。現在ある村の施設は、朝日村中央公民館とか朝日村子育て支援センター、わくわく館など、施設の前に朝日村という文字を入れたり、愛称を名称として条例に位置づけています。したがって、朝日村のゲストハウスと特定するためには、例えばですが、朝日村ゲストハウスとする必要はありませんか。

2 項目めです。

条例第11条利用料金について。

各施設の利用料は消費税を含んでいます。来年10月実施の消費税対応として、利用料改正は考えていますか。また、消費税は国の方針で決まるため、今後そうしたことは起こり得ることから、施設利用料は外税扱い、消費税は別途とすれば、国の動向による影響はなく、条例改正の要因はなくなると考えますがいかがですか。

3、条例第7条利用時間及び休館日についてです。

各施設の中に、条例上定めた内容と指定管理者の営業内容に食い違いが見られます。特に、キャンプ場は条例上休館指定はなく、これは年中無休と見ますが、一方指定管理者はシーズン営業とし、4月上旬から9月末までとしています。また、緑のコロシウムは条例上休館指定はなく、指定管理者は7月16日から8月26日と1カ月半の営業で、余りにも村の条例と現実がかけ離れています。また、利用時間にも条例と合っていない施設があります。緑の体験館コテージの時間が実情と合っておりません。こうした状況から、条例の別表の見直しの必要はありませんか。

4、別表の野俣沢林間キャンプ場についてでございます。

今議会に提案中のキャンプ場内の施設について、従来のコテージという施設の名称をバンガローに変更しています。このバンガローは1棟が4名まで利用可能な施設で、指定管理者はプライベートバンガローとして宿泊サービスの提供をしています。一方で指定管理者はグループバンガローという15人の団体が宿泊として利用できる施設も提供しています。このグループバンガローですが、村では平成17年に三俣森林公園作業棟として建設したものです。今は指定管理者に委託していますが、宿泊棟として指定管理しているということはキャンプ場内の一体化を図ったものと受けとめます。指定管理した理由を説明してください。

5、附則について。

条例の施行日は平成31年1月1日です。この日にした理由を説明してください。また、ゲストハウスは来年春営業開始との説明でありましたが、具体的な目安、4月上旬なのか、5月上旬なのか、いつごろですか。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、議員ご質問の議案第72号の朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例（案）について、お答えをさせていただきます。

議員からは幾つかご質問をいただきましたが、11月の全員協議会、また、本議会初日の全員協議会での議案内容説明の際、この改正案の目的と、その際のご質問をいただきました件につきましてはお答えをさせていただいてございます。また、いただいたご意見につきましては、今後必要に応じて対応したいということで考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質疑はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） やはり、明快に申し上げたほうがいいと思ひまして、2回目の質問をさせていただきます。

議員必携という私どもの手引書があります。その手引書の中で、条例は村民のために存在するため、わかりやすく明確な表現が求められるとあります。そうした観点で再質問します。

6項目お願いします。これについては、きちんと答えてください。

施設の名称ですが、ゲストハウスとキャンプ場はいずれも御馬越地区です。これまで御馬越地区に存在する施設はそれぞれ愛称が多くつけられております。このことを十分踏まえながら、また、多くの村民に親しまれる名称がふさわしいと考えます。これについての答えをお願いします。

料金についてです。ゲストハウスの料金が現実離れしているという村民の声があります。また、指定管理者はキャンプ場など来シーズンの見直しの考えも耳にしました。条例は短期間に何回も改正する性格のものではないため、今回のような条例改正のタイミングで今後の見直しも織り込んで提案することが望ましく、消費税の扱いも含めて最適な条例案にすることが観光レクリエーション施設のそれぞれの運営をスムーズにすることと考えます。これもお答えください。

利用時間と休館日です。条例と指定管理者の運営が余りにもかけ離れている施設の存在を見たとき、これ客観的なんです、条例が機能しているのかな、あるいは、指定管理者に対する指導はどうかということになります。困るのが利用者なんです。こうしたことを考慮した条例の検討が必要と思われませんが、見解をお願いいたします。

条例の施行日です。県のコンプライアンス、これは法令遵守ですが、そこの担当に一県民

として伺いました。一般論として、施行日の考え方は効力発生の日であると言われました。効力発生とは、ゲストハウスを考えたとき営業開始日を指し、住民への周知や準備が整った日という説明でした。したがって、営業開始予定日が施行日ということになります。今回条例改正案附則の施行日、平成31年1月1日は理論的に誤った附則と考えられます。ただし、準備期間中に指定管理の必要があれば、これは議決案件ですから、指定管理者を決定する作業がありますので、条例の早期成立は重要であると私は理解しております。その上で伺います。条例施行日、平成31年1月1日としたこと、本当にこれでいいですか。改めてお伺いいたします。

バンガローの件です。先ほど、グループバンガローはキャンプ場、これについては、キャンプ場の一体の考えでいるのかどうか、そこのお答えをもらっていないんですね。そのことは全員協議会の中で私どもは説明を受けておりません。それで、私はそのグループバンガローのことについて指定管理者に伺いました。キャンプ場一体の施設として受けとめてやっている、そのために草刈りもし、環境整備をしているのだと、あそこは野俣沢も樫俣も一体なんだと、そういうことを説明されました。それで私はこれ、一体のものなんだろうと解釈いたしました。

その上でお尋ねしますが、このグループバンガローは別に定めた条例の施設であることがわかりました。それは、三俣森林公園作業棟施設設置条例です。グループバンガローは、現在宿泊施設として指定管理者が名づけた施設で宿泊棟としてサービス提供していますが、本来の目的は作業棟施設設置条例の中に別に定めてあります。この条例では、施設の管理運営は村長としており、使用料は1日1,030円です。このことから、村長にお尋ねいたします。現在三俣作業棟は指定管理になっていますが、指定管理者の指定は条例上議会の議決を経て指定することになっております。議会議決はしておりますか。

次です。キャンプ場の指定管理は平成21年からと伺っております。三俣作業棟の使用料は1泊1,030円です。しかし、指定管理者は8,000円から1万円で利用料を徴収しております。10年間こうした行為が行われていたこととなります。これは許されることですか、お尋ねいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑について、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいま塩原議員からいただいた幾つかの質問についてでござ

ございますが、既に内容についてこれまでも全員協議会等でお答えをした内容でございますので、そのとおりでございますし、また、野俣沢林間キャンプ場でのグループバンガローについてのご質問についても、議員が受けとめていただいているものと相違ないものと考えております。したがって、ご意見いただいたものにつきましては、今後必要に応じて対応させていただきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

〔「指定管理者」の声あり〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それから、いただいた指定管理の関係ですけれども、議員ご指摘のとおり、議員が受けとめていただいている内容のとおりでございますので、それにつきましても、今後指定管理については確認をさせていただき、不備なものについては改めて見直し、検討させていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質疑ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私は村長に答弁を求めているんです。そして、今担当課長が説明されたこと、これは説明責任として行政の姿はどうなんですか。私は1つずつ説明してくださいと言ってあります。

村長、この三俣のグループバンガローは、私どもの知らない間に、いつの間にか指定管理になっており、それぞれ、三俣の作業棟の条例が存在し、観光レクリエーション施設の存在があり、指定管理者の条例があり、この3本の条例があるのに、これらが機能していないということは、これは条例違反です。条例違反ばかりではなくて、こうしたことが現実に起きていることが、調べればいいという話ではないんですよ、もうこれは。現在、現実に起きていることですから、10年も。そういう答弁はないと思えますよ。

それで、私思ったのは、それぞれ条例がちゃんと存在しているのに機能していないこと、これがとても大きな問題だと思うんです。さらに困るのが、指定管理者が管理するグループバンガローの扱いです。これ、解釈のしよによっては、三俣の条例にも観光レクリエーションの条例にも規定されていないことになり、指定管理者が村の施設を勝手に使って管理していることにも受けとめられるんです。こうした現行条例のあり方は、これは村民のための条例ですから、村民を初め、利用者、指定管理者、全てに迷惑をかけることになると考えま

す。でありますので、私は条例を見直して、条例の機能を回復することが最善と考えます。
村長の見解をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員は、条例でいわゆるしっかりとご指摘をいただきましたが、私は指定管理は、議員前の、塩原議員になる前の時期でありますから、全て私は指定管理につきましても議会に相談をし、了解を得て進めております。これは間違いありません。

そして、今議員がご指摘につきましては、これは受けておきます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 質疑につきましては3回までと決めておりますので、以上で質疑を終了させてください。

○9番（塩原智恵美君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

塩原智恵美議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） ただいま村長は、前の議員に議決をいただいて指定管理をしているとおっしゃいました。私は現行条例を確認しております。この条例は、三俣の条例です、これは過去2回条例改正しております。平成17年にできた条例なんです、その後、改正しているのは消費税の関係の改正を2回やっているだけです。指定管理の条例改正はされておられません。虚偽の答弁だと思いますよ。これは重要な問題だと思いますよ。しっかり調べてください。

それで、私は反対討論をいたします。

観光レクリエーション施設設置条例の目的は、本来自然環境を生かして森林を活用した施設など環境の整備をして、地域の活性化と都市との交流のために施設の提供をするとあります。こうした施設がしっかり役割を果たすためには、条例の整備は必須と考えます。これらの観点から現行条例を見たとき、さまざまなふぐあいを生じており、条例としての機能が果

たされていません。今限定をさせていただきます、いません。したがって、72号議案は本来あるべき、ふさわしい姿としての整備を求めるものでございます。こうした理由で、72号議案は反対です。

なお、ゲストハウス、これは大事です。私も非常に期待をしております。改正の条例案が早く提出され、これが成立することは重要であるため、なるべく早い時期の臨時議会招集も必要であると考えておりますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいま原案に反対の討論がありました。

原案に賛成の討論はありませんか。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 私は塩原議員とは逆で、議案第72号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

条例の中のゲストハウスという名称につきましては、朝日村の施設に固有名をつけなさいという条例はありませんので、特に問題はありません。

また、条例第11条観光施設の利用料金ですが、消費税を含んだ内税で表記してありますので、消費税が上がったからといって、必ずしも上げなければならないというものではありません。

次に、指定管理者がグループバンガローとして管理しているバンガローは、今回の朝日村観光レクリエーション施設設置条例とは関係がなく、別の条例でございます。三俣森林公園作業棟施設設置条例で定められていますので、この条例とは関係がなく、議案第72号で討論する必要はありません。この条例は、訂正する必要があるれば、今議会とは別の議会になると思います。

また、附則の施行日についてですが、周知する期間がこの条例に必要なかどうか考えてみてください。

以上の理由から、私は議案第72号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立半数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。賛成同数です。賛成、反対同数です。

したがって、議長において決定します。

議長は原案に賛成です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成30年度朝日村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成30年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成30年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成30年度朝日村下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 発議第7号及び発議第8号の上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、発議第7号及び日程第7、発議第8号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第8、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を求めます。

お諮りいたします。発議第7号及び発議第8号の議案提案説明については、先ほど常任委員長からの報告の際、それぞれ採択理由と説明がありましたので、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号及び発議第8号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第9、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明につきましても、先ほどの常任委員長からの報告の際、それぞれ採択理由と説明がありましたので、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号及び発議第8号については、議案内容説明を省略することに決定いたしました。

◎発議第7号及び発議第8号の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第10、発議第7号及び発議第8号の質疑、討論、採決を行います。

発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（清沢正毅君） 日程第11、議員派遣について。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日に開会されました今期定例会は、本日をもちまして閉会となります。議員の皆様方におかれましては、14日間に及ぶ会期中、補正予算を初め、条例の改正等、熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今議会で決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行するとともに、当面しております懸案事項につきまして、全力で取り組んでまいる所存でございます。

終わりに当たりまして、議員の皆様を初め、村民の皆様には、時節柄インフルエンザ等、健康にはご留意をされ、平成年号最後の新年が希望に満ち、輝いた年となりますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成30年朝日村議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 9時57分

平成三十年 朝日村議会十二月定例会会議録

朝 日 村 議 会

平成三十年 朝日村議会十二月定例会会議録

朝 日 村 議 会